

平成25年6月18日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	山口敏子	13番	小坂井実
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 皆様、おはようございます。

8番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2点質問させていただきます。

まずは、弥富市の高齢化による認知症の実情について、つけ加えて今後の介護保険体制について質問させていただきます。

ことし3月1日、同報無線にて蟹江警察署から、市内女性高齢者の行方不明による協力願いの案内が流されました。その後、無事に発見されたとのことでしたが、その後、介護関係者から、警察にお願いすることはまれではありますが、行方不明になられる高齢者の方は珍しい話ではないという、多くの認知症の方がおられるということをお聞きされました。私は大変驚きました。この話から、認知症高齢者について少し調べることにいたしました。

日本では、かつて違う名前での症状と呼ばれていた概念がありますが、2004年に厚生労働省の用語検討会によって認知症への言い換えを求める報告がまとめられ、まず行政分野及び高齢者介護分野において認知症に置き換えられました。各医学会においても、2007年ごろまでにほぼ言い換えがなされております。

認知症とは、生後一旦正常に発達した種々の精神機能が、慢性的に減退、消失することで、日常生活、社会生活を営めない状態を言います。つまり、後天的原因により生じる知能の障害である点で知的障害とは異なります。

今日、認知症の診断に最も用いられる診断基準の一つがアメリカ精神医学会によるDSM-IVです。各種の認知症性疾患ごとにその定義は異なりますが、共通する診断基準があります。最も近年では、認知症早期診断の進歩により、こうした診断基準を満たす状態はかな

り進行した認知症であり、早期治療にはつながらないという意見もあります。

そこで、早期診断を可能にする新たな診断基準も作成されております。認知症の原因といたしまして、アルツハイマー病が最も多いとされていますが、さまざまな疾患が認知症の原因となり得ます。特に、中枢神経系に病巣を持つ疾患が代表的です。ピック病など前頭・側頭型認知症は、記憶障害よりも性格、行動面の変化が目立ちます。レビー小体型認知症は、アルツハイマー病とパーキンソン病の特徴をあわせ持つ疾患です。脳血管性認知症には、さまざまなタイプがございます。その診断には、認知症状態、脳血管疾患の存在、認知症症状があらわれることと脳血管障害発症の時間的関連性が必要となります。

治り得る認知症、つまり可逆性認知症も存在します。鬱病の仮性認知症状態と薬物による認知症様状態が有名でございます。

全国的な認知症高齢者数ですが、認知症の最大の危険因子は加齢です。65から69歳での有病率は1.5%ですが、以後5歳ごと倍に増加し、85歳では27%に達します。現時点で、我が国の65歳以上の高齢者における有病率は8から10%と推定されております。65歳以上の高齢者のうち認知症の人は、2012年時点で全国462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査でわかったということです。これが6月1日の朝日新聞に掲載されておりました。

また、軽度認知障害、MCIと呼ばれる予備軍も400万人いると言われております。我が国の認知症原因疾患は、1980年代までの脳血管性が最多とされておりましたが、近年の疫学研究では、アルツハイマー病が最も多いという傾向にあります。男女差についても、アルツハイマー病は女性に、脳血管性は男性に多いとされております。

認知症高齢者の日常生活の自立の度をあらわす日常生活自立度がございます。介護保険の要介護認定では、認定調査や主治医意見書でもこの指標が用いられていまして、要介護認定におけるコンピューターによる1次判定や、介護認定審査会の審査判定の参考として利用されております。

この自立度の判定基準、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。また、留意事項として在宅生活が基本であり、ひとり暮らしは困難な場合もあるので、日中の居宅サービスを利用することにより在宅生活の支援、症状の改善及び進行の阻止を図れるランクⅡの方、弥富市ではこの認知自立度Ⅱ以上の高齢者がどの程度おられるか把握しておりますか、お尋ねします。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 三浦議員の御質問にお答えいたします。

介護認定、要介護認定を受けるためには、海部南部で飛島、弥富、蟹江の3市町村で海部南部広域事務組合が設立されております。その海部南部広域事務組合で要介護認定を判定するわけでございますが、その要介護認定申請書に添付されています主治医意見書は、平成23

年度の実績ではございますが、1,440件ございました。この主治医意見書の記載項目の認知症高齢者の日常自立度Ⅱ a 以上の方は、1年間で626名見えました。また、傷病に関する意見欄の診断名に認知症という記載がある方は375名となっています。

このことから、要介護認定申請者の43.5%は認知機能が低下していると主治医が判断し、26%が認知症と診断されております。

23年度末で介護保険の1号被保険者9,462人ですので、6.6%が認知機能が低下している高齢者ということになります。24年度末の1号被保険者が9,882人ということから推測すると、650人ほどが認知機能の低下が見られる高齢者と推察できるものであります。要介護認定申請を行って見えない高齢者の方を考慮すると、もう少し認知機能の低下した高齢者数はふえるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 全国推移同様、かなり多くの方々の認知症、機能低下が見られ、軽度の予備軍の方も多いと推察されます。

このように、認知症高齢者が増加すれば、その方々を介護される家族の悩みも増加するということになります。

5月16日の中日新聞に「認知症介護悩み共有」という記事が掲載されておりました。一宮市内に認知症患者を介護する家族の交流会、ききょうの会がございまして。介護の苦労や悩みを語り合うことで気持ちの整理をしたり、気力を取り戻したりするきっかけになっております。一宮市役所尾西庁舎で開かれた交流会では、参加した11人が順番に体験や介護施設での不満などを話しました。

内容としては、92歳の義父の介護をしている女性は、病院で手術を勧められたが、寝たきりになるかもしれないと言われた。1人では介護できないと不安を漏らしております。病状が進み、親をやむなく特別養護老人ホームへ入所させた自責の念を口にする女性もおりました。交流会は、認知症患者の家族を支援する市主催の講座の受講生が悩みを共有しようと2008年に始まりました。毎月1回開いております。開始当初から参加する女性は、苦しいのは1人ではないという精神的な安定が得られたと話しておるそうです。

弥富市内でも、高齢化に伴い増加している認知症高齢者を介護される家族の方々の悩みを聞き入れる所管がございまして、また悩みを分かち合える会合などを催しておりますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、認知症高齢者は、認知機能の低下に伴うさまざまな症状がありまして、徘徊や短期記憶の低下、被害妄想など、家族を混乱させてしまうようなことが多々見受けられます。家族は悩み、家族そのものが崩壊するという危険すらあります。

弥富市は、海南病院に地域包括支援センターを委託し、その事業の一環として、毎月1回第3土曜日に図書館の会議室で認知症家族交流会を開催しております。ここでは、認知症の高齢者を抱える家族同士がいろいろな悩みを打ち明けたり、専門の講習を受けた講師や、専門医の話を聞いたりしております。4月は8名で5世帯の御家族が参加されました。参加のきっかけは、やはり要介護認定申請により担当のケアマネジャーの勧めが多いようです。

この家族交流会の開催は、市の広報に掲載したり、ケアマネジャーがチラシを持っていて、介護計画のプランを作成するときに、認知機能の低下のある高齢者を抱える御家族に、この家族交流会のチラシを渡しているということで周知しているようでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症介護には、かなりの精神的な負担がかかっていると思います。悩みの共有、介護への学習と地域包括センターが支えてもらっているわけですが、より充実した介護家族への支援を市としてもお願いをいたします。

市行政支援とはまた別に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指している、ずばり認知症サポーター100万人キャラバンというキャンペーンがございます。全国キャラバン・メイト連絡協議会では、都道府県、市区町村などの自治体と全国規模の企業、団体などと共催して、認知症サポーター養成講座の講師役、キャラバン・メイトを養成しております。そして、養成されたキャラバン・メイトは、自治体事務局と協働して認知症サポーター養成講座を開催しております。

特に、認知症サポーターに何かを特別にやってもらうわけではございませんが、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいたいということ。その上で、自分のできる範囲で活動できればということでございます。

例えば、友人や家族にその知識を伝える。認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努める。隣人、あるいは商店、交通機関など、まちで働く人として、できる範囲で手助けをするなどと活動内容は人それぞれでございます。

また、サポーターの中から地域のリーダーとしてまちづくりの担い手が育つことも期待されております。なお、認知症サポーターには、認知症を支える目印としてブレスレット、オレンジリングをつけてもらいます。このオレンジリングが連携の印になるようなまちづくりを目指す意味がございます。

先ほども述べましたが、講座はキャラバン・メイトと自治体などの事務局とが協働で行うものでございます。地域や職場、学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて学びます。それぞれの自治体では、地域において何人のサポ

ーターが必要かを計画の上、メイト及びサポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組むことが必要だと思います。そのため、メイト養成研修を受講しても全く活動しないといたことがないように、実施回数を目安を設定しています。

しかし、メイト1人では継続したサポーター講座の実施は難しく、市町村などの事務局からのバックアップが必要だと思います。

弥富市としては、認知症サポーター講座の開設、またサポーターの方がいれば、その方々への支援取り組みは行っておりますか、お聞きします。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 平成24年11月29日現在ですが、弥富市では841人の認知症サポーターの方が見えます。

弥富市としては、地域包括支援センターの事業の中で地域認知症サポーター養成講座を実施しております。24年度では地域の福寿会での会合や、企業での取り組みなどで数回その養成講座を実施しました。

議員の言われるとおり、キャラバン・メイト1人ではサポーター養成の活動はできるものではございません。現在登録しているキャラバン・メイトは全て地域包括支援センターの職員と市役所の介護高齢課の高齢福祉担当ということになっています。キャラバン・メイトは弥富市では7名見えますが、うち3名は現在非活動となっていますので、今後キャラバン・メイトの登録推進を進め、数多くの認知症サポーターを養成していきたいと考えております。

認知症サポーターにつきましては、議員の言われましたとおり、認知症に対する理解を深め、地域での見守りという形で貢献していただくことによりますので、特に弥富市として大きくこの方々を支援しているという状況ではなく、皆様方がそういった温かい目でその方々をより見守っていただくということで御理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 認知症サポーターは、いわばサッカーのサポーターと一緒にございます。多くの皆さんに認知症を理解していただき、認知症高齢者の見守りをしていただきたいと思います。

また、講師役のキャラバン・メイト、まだまだ数が少ないように思います。優秀な人材の登録をお願いいたします。

先ほどの質問に関連をいたしまして、次の質問に移ります。

厚生労働省は昨年9月6日に、認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランを公表しました。この計画では、これまでの病院、施設を中心とした認知症ケア施策を、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられる在宅中心の認知症施策へシフトすることを目指し、地域で医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりを目指し、具

体的な方法がまとめられました。

標準的な認知症ケアパス、状態に応じた適切なサービスの提供の流れの作成、普及を図るため平成24年から25年度に調査研究を実施、25年から26年度に各市町村でケアパスの作成を推進、27年度以降、市町村単位の介護保険事業計画に反映させるとなっております。

認知症の早期診断、早期対応を進めるためのかかりつけ医認知対応力向上研修の受講者数は、平成24年度末で累計3万5,000人の見込みでございますが、平成29年度末には累計5万人を目指します。これは高齢者人口約600人、認知症高齢者60人に対して1人のかかりつけ医が受講する形でございます。

また、認知症サポート医療研修も平成24年度末で2,500人の受講を、平成29年度末には累計4,000人とする計画です。また、全国に約10万ある一般診療所25カ所につき、1人のサポート医を配置する形とします。地域包括支援センターなどに配置し、家庭訪問によりアセスメントや家族支援などを行う認知症初期集中支援チームの設置に向けては、平成24年度モデル事業のスキームを検討し、25年度では全国10カ所程度で、26年度には20カ所でモデル事業を実施します。27年度以降は、モデル事業の実施状況などを検証し、全国普及の制度化を検討しているそうです。

認知症の早期診断などを担う医療機関は、平成24年から29年度に約500カ所整備をします。認知症疾患医療センターを含め、2次医療圏に1カ所以上という考え方だということです。このほかに、他職種共同で実施される地域ケア会議の普及・定着、地域での生活を支える医療サービスの構築のため、認知症薬物治療ガイドラインの策定。地域での本人、家族の日常生活支援を強化するため、認知症地域支援推進員の増員などなど、ほかに数点計画がこの5カ年計画で示されております。

弥富市は、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）、今年度始まったばかりではございますが、どの程度進捗をしておりますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 厚生労働省は、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）を25年度から29年度までの計画として、昨年24年9月に公表したものであります。

この計画は、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指し計画されたものであります。

25年度からの新規事業については、まだ国のほうからその概要が届いていないと、要綱が届いていないということで県にお聞きしたら、まだ届いていないということでございました。従来から行われている事業で、弥富市の実績がある部分についてお答えいたします。

早期発見、早期対策事業というのがそこの中にございまして、かかりつけ医認知症対応力

向上研修というのがその中にも含まれております。この国の計画では、29年度末までに全国で5万人を目標にしておりますが、愛知県では、愛知県医師会にこの事業を委託したものであります。弥富市では、この研修に対して6名の方が研修を修了されております。

地域での日常生活の家族支援の強化という事業もございます。これは、先ほど議員が言われました認知症サポーターの養成というのがこの事業の中に含まれるわけですが、この計画では29年度末までに、全国で600万人を目標としております。弥富市では、現在、先ほども申し上げましたが、841人となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） この計画については、まだまだこれからということで、進捗状況はこれからも見守っていきたいと思っております。

次に、ここで新しく改正された成年後見制度についてお尋ねします。

判断能力の不十分な成年者、成人を保護する制度だということですが、この中に認知症患者の方々が含まれると思います。従来制度では、主に禁治産、準禁治産者、心神喪失の状況の方を対象とした制度でありました。これが見直され、新しくなりました。この制度は、判断能力の不十分な方、認知症高齢者の方々などに財産管理や契約、悪徳商法などにかかわるトラブルが発生したとき、これに対処できる一つの方法になるかもしれません。

例えば、認知症患者の方などが金銭的なトラブル、何も考えずに車を契約してしまった、悪徳商法によって高額な商品の購入手続をしてしまったなど巻き込まれたときに、その契約を無効にすることができる可能性がございます。新しい制度には大別して法定後見制度と任意後見制度がございます。法定後見制度は、既に判断能力の不自由な状態にある人に対して、家族や本人が今の状態では適切は判断ができないから、財産管理や遺産分割などの法律行為を任せますと登録する制度です。

一方、任意後見制度は、今現在判断能力があるのだけれど、本人がこの先何も判断できなくなったら困るから、そのときは財産管理や遺産分割などの法律行為を任せますと前もって登録しておく制度でございます。これが法的に完全に正しいかという点については、私まだ理解しておりませんが、わかりやすさを優先して、弥富市の成年後見制度の利用について、またこの制度の後押しについてお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 成年後見制度のことですが、被後見人や成年後見人は、後見開始の審判に基づく登記をしたとき、被後見人の本籍地の市町村に東京法務局登記官からその旨が通知されます。

弥富市に本籍のある被後見人は29名で、弥富市に住所はあるんですが、本籍が弥富市以外の方は42人見えます。24年4月1日に老人福祉法が改正されて、新たに後見人に係る体制の

整備等を市町村がすることになります。その市町村は、後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために、必要な措置を行うことに努めることが規定されたものであります。内容は、研修の実施、後見人等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦、その他必要な措置となっております。

後押しについては、海部津島地域の圏域で、成年後見支援センターの開設に関して、海部津島地域の市町村でまだまだ検討が始まったばかりでございます。

成年後見支援センターの主な役割でございますが、成年後見制度に関する情報の提供であったり、相談や手続の支援、それから普及啓発、市民後見人の養成活動支援が主なものでございます。

今後、この検討には、他の市町村と同様の歩調をとって対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 今の時代に即した制度だと思います。

最高裁のまとめでは、成年後見人の約8割は親族の方だと。一番多くの選任をされているということでございます。支援センターの役割はより重要になってくると思います。また、これは本人の親族以外にも、弁護士や社会福祉士などの法律の専門家や福祉関係の公益法人などが選任されることもあるということも紹介しまして、この質問は終わりたいと思います。

最後に、今後の弥富市の介護保険体制について質問させていただきます。

高齢社会白書によりますと、高齢者のいる世帯の全体の4割、そのうち単独、夫婦のみの世帯が過半数で、ひとり暮らし高齢者が増加傾向にあります。また、高齢者の要介護者などの数は急激に増加しており、特に75歳以上の割合が高く、主に家族が介護者となっており、老老介護の数も相当数存在しております。

高齢者の方の意識としては、「介護を受けたい場所は自宅」が4割、「最後を迎えたい場所は自宅」が半数を超える結果となっているそうです。

ただし、自宅に住みたいと願っても、介護の必要性、家族の状況などから、自宅を離れざるを得ない状況が見えております。こうした中から、市町村の要支援・要介護認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の3施設にみずからが入所を申し込んでいくことになります。

また、介護保険制度には、同じく市町村に要支援、要介護認定を受け、在宅サービスを提供してもらうこともできます。平成24年3月に作成されました弥富市第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を参考にして、我が弥富市では介護保険サービスは市内介護保険事業所も含めて整っているように思われます。

しかしながら、高齢化が急激に進む今日、サービスに携わる人材が追いついているのか非

常に心配でございます。市としては、どのように考えておりますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護の取り組みでございますが、今後の弥富市の介護保険体制については、現在平成24年度から26年度までに対する第5期介護保険事業計画に基づき介護保険事業を推進しているものであります。次期計画の平成27年度から平成29年度までについては第6期介護保険事業計画として、介護の必要な高齢者の方の増加を見込み、適正な事業計画を策定していく必要があると考えております。

御質問の介護に携わる人材は追いついているのかという御質問でございます。

介護に携わる現場では、他の業種と比較して、かなり離職率が高いと聞いております。今後ますます高齢化が進み、介護が必要な高齢者や認知症高齢者も増加することが予測されるため、その対応をしていく必要があると考えております。人材確保については、十分に対策をとる必要があると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） マンパワー、人的資源の確保には、関係団体を中心により一層の努力をお願いいたします。また、人材育成事業も大切な対策となつてきております。同時並行して行っていただきたいと思っております。

それからもう1点、厚生労働省が介護保険制度を見直すと相次いで報じられておりますが、受給者には要支援1、2、要介護が1から5に区分されております。比較的軽度とされる要支援1、2への給付を介護保険の対象から除外するという案でございます。2010年度において介護が必要とされ、認定された人の中で、要支援者は全体の26%に当たる133万人とのことで、要支援に対するサービスの費用は4,000億円で、全体の費用78兆円の約5%でございます。これが全国でございます。

しかし、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、全体の費用は約21兆円へと膨らみ、全国平均月5,000円の介護保険料も、月8,200円まで上昇する見通しであります。わかりやすく言いますと、団塊の世代が介護保険制度を利用するに当たり、莫大な費用がかかるのを阻止するために要支援者を切り離すということだと私は感じます。政府が示すような介護保険制度からの切り離しが市町村事業へ移行した場合、市町村格差はさらに進んでいくと思っております。

仮に見直されるとしても、完全実施に至るのは2年後ということですが、弥富市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 要支援認定者と要介護認定者の切り離しにつきましてお答えいたします。

要支援認定者と要介護認定者のうち、要支援認定者のサービスを介護保険から切り離すと

いう議論、これは5月15日に厚生労働省の社会保障審議会で議論をされたと新聞報道されました。

要支援認定者の介護は予防的介護でありまして、この部分が介護保険から切り離されますと当然介護保険を受けられないものですから、実費という形になってしまいます。今後この部分がこの部会で検討を進めてくることになると思いますが、十分その動向には注意してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 先ほども申しましたが、介護保険は3年ごとに法改正が行われ、前回は昨年でございました。切り離しが見直されるにしても、実施には2年後ということになります。厚生労働省は決定していない事項について、市としても即対応というわけにはいかないのは重々理解しております。

それでは、ここまでの質問をしてきました少子・高齢化で弥富市だけを見ていっても、人口減少傾向だと思えます。高齢化率も高くなっていきます。介護関係者の中では、この要支援者と要介護者の切り離し、恐らく実施されるであろうとささやかれております。そうなれば、市民の皆様同士が助け合っていかななくてはなりません。

それでは市長に伺います。

現状では、仮としてですが、市町村に要支援者の支援が回ってきた場合、どのように対応していくお考えでございますが、また通告外でございますが、3月に予算承認をいたしました地域生活支援センター（仮称）について、施政方針演説での説明は聞いておりますが、このセンター事業、直接今回の切り離し問題とは関連はございませんが、高齢者の方々などの援助をしていくという内容であわせてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三浦議員には、認知症患者、あるいは成年後見人、そして介護保険制度等々について幅広く御質問をいただきました。

先ほど、課長が少し答弁をさせていただいた要支援、要介護のいわゆる切り離しの問題につきまして、少し私の意見も述べさせていただきたいと思えます。

現在、弥富市は第5期の介護保険事業計画、そして高齢者福祉計画を策定し、その中間地点、平成25年を迎えておるわけでございます。

その要支援、要介護認定で全体の数は1,500人を平成25年は予測しているところでございます。毎年5%の伸長ということで、まさに高齢化社会を物語っているというふうに思っております。

この要支援・要介護の人たちにかかる給付額、いわゆるかかるお金は総額で弥富市だけで

22億円でございます。そして、そのうちの市の負担は12.5%ということで決められておりますので、約2億7,000万円かかっているわけでございます。国の負担は25%ということで、約7億円になろうかと思っております。先ほども担当課長からお話をしましたように、財源が足りないということの中で、いわゆる要支援の認定患者に対して切り離していくということについては、あってはならないというふうに思っているところでございます。

現在の政権与党である自由民主党がマニフェストとして、来年4月から、消費税増税の一環の中で、社会保障税一体改革ということが3党合意で結成されたわけでございますけれども、この消費税、現在の5%から8%に対して、その3%分の上乗せ、約7.5兆円については、いわゆる社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援に充てていくということが約束されたではありませんか。そういう状況の中において、要介護認定を受けた要支援を切り離していくということについては、何をか言わんというような状況に私自身考えております。もともと25%という国の負担は、少し低過ぎるという嫌いがありました。

また、5%の調整額がその中にもあるという状況の中では、やはり25%丸々国が負担していないという状況もあるわけでございますので、しっかりと国の役割を果たしていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかし、この負担が切り離された場合においては、丸々その負担を私たち市町村のほうへ多分おろしてくるということが予測されますので、今後の成り行きについては特に注視していかなきゃならないというふうにも思っております。どうか、皆様方に対しても、議員の各位に対しても御理解をいただくところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど、平成25年度の当初予算で認めていただきました地域ささえあいセンターの件についての御質問でございます。

これは、ひとり住まい、あるいはお年寄りだけの世帯、あるいは体に障害のある方に対して、いわゆる介護給付サービス以外のサービスをお手伝いしていこうという制度でございます。例えば掃除、洗濯、あるいはごみ出し、あるいは病院への通院の付き添い、あるいは買い物の付き添い、あるいは行政等への代理手続、こういったことに対してお手伝いをさせていただこうということでございます。

ささえあいセンターにおいては、社会福祉センターの中に位置づけし、そしてその制度を利用される方、そしてその制度に対して協力をしていただく方という形の中で、利用会員と協力会員が、いわゆるささえあいセンターのコーディネーターを中心として連携をしていく制度でございます。

弥富市としては、弥富市ささえあいセンターという状況の中で、この10月から目途にして運営を開始したいというふうに思っておるわけでございますけれども、さまざまな手続、あるいは法的な問題を整備していかなきゃならないということの中で、少し10月のスタートが

おくれるかもしれません。

いずれにいたしましても、今後、議員の皆様方には全員協議会等々で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

最後でございますけれども、先ほどもお話がございましたけれども、新たに私どもは県のほうに要望をさせていただいております、平成25年から26年の間に高齢者健康福祉計画ということが県のほうでも策定されておるわけでございますが、新たにかねてから要望しておりました特別養護老人ホームが1カ所、弥富市で施設整備していただくことができました。そしてまた、老人保健施設も新たに1カ所整備が承認されたわけでございます。26年までには完成されるというふうに思っておりますので、いわゆる介護を必要とする人に対しては利用していただけるというような施設が整いますので、あわせて説明させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これからの支援もまたよろしくお願いをいたします。

最後に、このような介護支援、地域や自治会単位でも行えないかと思っております。自治会で介護の支援に対する研修、勉強会など、市の助成を要望して1番目の質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市における新しい農地・水保全管理支払交付金について質問をいたします。

平成19年度から全国の集落で、高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る、地域のまとまりを強めるとともに、国民の環境への関心が高まる中、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産や取り組みを求めて、国は農地・水環境の良好な保全と質的向上を図る地域協働の取り組みを支援するため、農地・水環境保全向上対策が行われておりました。この対策制度は、協働活動への支援と、営農活動への支援の二階建て構造になっておりました。しかし、営農活動への支援は協働活動への支援の実施地域において、計画的に環境保全に取り組もうとする区域を対象としております。

農林水産省は、農地、農業用水などの資源や環境は国民共有の財産であり、これらを子や孫の世代に良好な状態で引き継いでいくことが必要としております。このため、農業者だけでなく、地域住民などが一丸となって資源の良好な保全や環境の向上を図るため積極的に取り組むことが期待されておりました。皆さんの地域、農地、農業用水などの資源やこれらの上に形づけられた環境について、地域のみinnで考えましようとして唱えておりました。

こうして、平成19年から23年の5年間に行われた対策は、平成22年度3月の時点で全国で1,251市町村において1万9,514の活動組織が、農地143万ヘクタール、排水路24万キロメートル、農道16万キロメートルなどの施設を市町村の協定に位置づけ、地域ぐるみの協働活動に取り組みました。対象面積に対する取り組み面積のカバー率は35%に、地域によって取り

組み状況に差があるものの、水を通した保全管理のつながりがある水田地域を中心に、全国的に相当な広がりとなっております。

それに比べ営農活動は、平成21年度における取り組みになりますが、協働活動支援取り組み面積の約5%、延べ作付面積の2%にとどまっており、十分な広がりには至っておりませんでした。実施主体についての課題・問題点といたしましては、1番、過疎化、高齢化が進む地域を中心にしてリーダーの確保や多様な主体の参画が困難である、リーダー育成が必要であるということ。2番、畑地帯で実施できる活動項目が少なく、取り組みが困難であったということ。3番、本対策の事務手続は複雑かつ膨大であり、市町村、行政の人員が削減される折、活動組織の設立支援にかかわる市町村の負担が大きく、支援体制の強化が必要であるなどが上げられておりました。

弥富市としては、農地・水環境保全対策の課題は、5年間の評価を含めて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 三浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成19年度から5年間実施されました農地・水環境保全向上対策についてでございますけれども、活動の内容といたしましては、水路の清掃、草刈り、ゲートの補修、花の植栽といった共同活動に対する支援と、それから化学肥料、化学合成農薬5割低減の環境に優しい農業に取り組む営農活動への支援でございます。

この事業の交付の基準でございますが、共同活動においては水田が10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2,800円、営農活動支援につきましては10アール当たり3,000円から4万円で、作目によって異なっております。この事業に、弥富市では共同活動に14組織45集落、営農活動につきましては2集落が取り組んでいただいたところでございます。

御質問のこの5年間の評価と課題ということでございますが、これは多少地域によって異なると思いますが、個々の農家では対応困難な資源の保全管理活動が可能になった、また地域のつながりが強化され、特に景観形成、生活環境保全活動により、地域での環境等がよくなったと言われております。また、非農業者の人々にも、農地に対する理解が深まったという御意見もいただきました。

課題といたしましては、議員も言われましたように、各集落で高齢化が進んでおり、リーダーの育成・確保が難しいことや、また提出書類が複雑多岐ということがございまして、今後事務手続の簡素化、効率化といったものが大きな課題ではないかと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 確かに環境保全に関しては、充実はいたしました。それよりも、地域集落のつながりがますます強くなったということが、最も評価された部分ではないかと思

ます。

そして、昨年平成24年度から平成28年度までの対策として、農地・水保全管理支払交付金と名前を変えて、第2期の事業を継続しておりますが、内容についてどのように変わったのか、聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 1期の対策との違いということでございますけれども、事業の内容といたしましては、共同活動支援と、それから向上活動支援がございまして、共同活動支援につきましては、第1期の対策を継承するものでございます。

また、向上活動支援につきましては、施設の長寿命化のための活動といたしまして、道路のアスファルト舗装、農業用排水路等の補修、更新などに対する支援が追加されております。また、グリーンベルト設置による土壌流出防止活動や水田魚道設置による生物多様性の保全活動など、高度な農地・水の保全活動が拡充されております。

共同活動の交付基準でございますが、第1期からの継続地区におきましては25%軽減されておりました、水田が10アール当たり3,300円、畑が10アール当たり2,100円でございます。

また、向上活動支援交付金につきましては、田が10アール当たり4,400円、畑が10アール当たり2,000円となっております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 交付金が継続地区に対して減額されたということは非常に残念でございます。その影響も踏まえて、弥富市としては新しい対策、制度になってから、活動地区の変動、内容変化、課題などはございますか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 市内の活動地区の状況ということでございますが、第1期の対策におきましては、先ほど言いましたように共同活動に14組織45集落が取り組みしていただいておりますが、第2期では14組織43集落で、高齢化が進み役員の選出ができなかったということで、2つの集落が離脱されております。

向上活動につきましては、9組織22集落が現在取り組まれております。各集落からは、事務処理が煩雑で、書類作成者の負担が大きいということを聞いておりますので、市といたしましては、引き続き県には事務の簡素化を要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 思ったよりは離脱をした集落が少なかったということは安心しております。

安倍総理は5月17日のみずからの経済政策、アベノミクスで3本の矢の一つと位置づけられる成長戦略の第2弾を打ち出されました。その中で、農業関連では農地の集約などにより、

今後10年で農家の所得を倍増させるほか、海外へ農林水産物の輸出額を1兆円規模とするということを発表されました。

この小規模の農地を集めて生産コストを減らす取り組み、トラクターで一気に耕せる新しい農地に区画整理を目指すということでございますが、かけ声倒れにならないかと非常に心配をしておりますが、今回の質問の表題にさせていただきました農地・水保全管理支払交付金につき、地域共同、非常に希薄になった時期ではございますが、近所つき合いに一石を投じる役割を持っております。今回打ち出されたアベノミクス、農家同士が話し合う機会もつくられております。さまざまな課題が残る交付金ではございますが、平成29年度以降にも、第3期の対策が行われますよう、市からも要望していただきたいと思います。

それでは、今回の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして質問をしたいと思います。

今回の質問内容も、弥富市のために服部市長の政治姿勢にかかわる問題でもありますので、どうぞひとつ慎重に御答弁をいただきたいと思います。

最近、弥富市民から私のところに寄せられた質問、意見、要望等の中に、海南病院に関連した問題が大変多いのであります。私が昭和50年ごろ、当時の下村院長の提案、要請を受けて、隣接町村長の理解・協力をいただきまして、海南病院運営協議会を発足させ、私が会長となって、在任中、海南病院の施設、医療機器等の整備・充実に努力をしてまいりました。そのために蟹江、飛島、十四山、佐屋、弥富の5カ町村でもって財政支援をする制度を確立してきたのであります。現在に至るもこの体制が引き継がれまして、海南病院の整備事業が進んでおります。それだけに、私は海南病院に対して愛着もあり、関心も高いのであります。

このような歴史的背景からいたしまして、海南病院に対する意見や不満、あるいはまた指摘しがたいような問題等が今もって私に寄せられてくるのであると思います。かといって、私は海南病院の内部運営上の問題まで介入するつもりは毛頭ありませんが、財政支援している弥富市との関連するような市民の声には、謙虚に耳を傾け対応することは重要なことであると考えております。したがって、海南病院運営協議会の会長であります弥富市長に見解を

求めていきたいと思いをします。

まず、その1つは海南病院が弥富市五之三において一括借り上げしている24戸の木造建築マンションの問題であります。近隣の五之三の市民の方から、あんなうまいことができるならわしもやりたいといった話題がもとになりまして調査した方の話によると、21年度に新築された木造マンション24戸を海南病院が月額125万円で一括借り上げをしているわけですが、最初からその半数ぐらいが入居された形跡がないという指摘であります。隣接市町村から多額な助成を受けながら、入居者のいないマンションに家賃を支払っているということは無駄遣いではないかと、助成金を見直すべきではないかと厳しい意見が寄せられたのであります。

確かに弥富市としても、毎年多額な助成をしております。25年度も5,294万円が予算計上をされ、助成をしています。これは大変重要な指摘であります。少なくとも市民からの税金という公金でもって助成している以上、公正、効果的に助成金は活用されなければならないと、特定の人々の利益につながっているような財政支出は慎むべきであり、運営協議会長は弥富市長でありますから、弥富市長のみならず、関係市町村長の対応も問われているのであります。

前にも述べたように、私は海南病院の運営協議会を発足させた責任者でもあり、私が公の場でこうした発言をすることは影響が大きいと思ひまして、昨年9月厚生文教常任委員会で内々に善処するように指摘をしておきました。

しかし、昨今になっても多少入居者がふえたようではあります、今もって最初からの空き家が数軒あり、根本的に改善がされた形跡がないと考えられ、市民の方から再度厳しい指摘を受けたのであります。私が以前から提案しているように、入居者分だけの家賃を支払う方法が私は適当であり、こうしたことが改善できないのか、海南病院運営協議会長であります服部市長の所見と対応を尋ねたいと思ひます。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

御質問の件に関しまして、私が最初にこの事実を知ったのは昨年8月でございます。そして、8月の後半、たしか8月24日だと記憶しておるわけでございますが、海南病院の運営協力委員会が開催をされ、そしてその場で私はやはりこの一括借り上げは早く全室利用すべきであるという形で海南病院のほうにも申し上げたところでございます。

そして、昨年9月、佐藤議員がおっしゃるように厚生文教常任委員会の中で、議員のほうから御質問があったわけでございます。昨今では、各企業、あるいは事業所等が事前での住宅は土地の取得も含め多額な投資が必要となることから、いわゆる住宅オーナーから一括の借り上げ方式が多いわけでございますが、今回の件は佐藤議員の御指摘のとおり、弥富市

はもちろんのこと愛西市、蟹江町、飛島村、木曾岬町という状況の中で、2市2町1村から多額の助成をいただいているわけでございます。そういう観点からも、やはり全室利用ということが望ましいということで改善をしていかななくてはならないというふうに考えております。地域医療をしっかりと支えていただく海南病院ではございます。しかし、無駄遣いはやはり許されません。そういう状況の中においては、佐藤議員と同じ考え方をするものでございます。

その後、改善が進み、平成25年当初からは新たに5名が入居され、また病院の改築工事が現在進んでおるわけでございますけれども、医学生の長期研修用の住宅として2室が使われており、あと残りの空き室は5室という状況でございます。先ほども言いましたように、早く全室が運用されることを望んでおるわけでございます。

しかしながら、議員にも御理解をいただいているわけでございますが、一括借り上げの不動産の契約においては、1室1室を解約することは基本的にはできないだろうというふうに思っております。この住宅に関しては2年契約ということを知っておりますので、今度の契約は来年の3月末という状況でございます。昨年同様に、ことしも8月に運営協力委員会が開催されますので、次の点について私は海南病院のほうに申し上げていきたいというふうに思っております。

平成25年度末、来年の3月31日には全ての部屋が空き室のないように利用していただきたい。医師及び研修生の、いわゆる正規の取り扱い職種から他の職種へ拡大してでも利用すべきであるというふうにも思います。また、入室が困難と判断された場合には、契約の見直しをすべきであるということについての3点を8月の委員会で申し上げていきたいというふうに思います。

また、この運営協力委員会においては、佐藤議員もおっしゃったように、弥富という形の中で海南病院があるわけでございますが、ずうっとそういう状況の中で弥富市が座長をしてこの運営委員会を開催しているわけでございます。どうぞ、私も一度佐藤議員、院長とゆっくり時間をとってお話をされて、さまざまな問題点について共有化されてはいかがでしょうか。そんな思いも一つの方向としては持っている次第でございます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、服部市長の御答弁は、大変私は適切な対応だったと思っております。

しかし、そこで私が申し上げたいのは、本年2月に改善がされていないということで、市民の方が直接愛知県厚生連本部へメールで、この実態について見解を求められたそうであり、その回答には、地域医療を守るという本会使命実現のために、医師確保が極めて重要な課題であります云々と回答があったようではありますが、全く検討、改善の意思のないメー

ルだったというように聞いておりますし、事実そのメールの返信は市長にもお渡しがしてあるわけでありませう。

そういうことから判断をされませうと、調査された市民の方の意見として私は申し上げたいと思ひませうが、海南病院に近い場所であ歩で通勤できるような、しかも生活をするのに便利なところに値打ちなマンションが多くあるではないかという指摘であります。まさにそのとおりだと思ひませう。市街化調整区域である五之三にあのようなマンションがつけられ、しかも、家主が厚生連に関係する有力者であり、最初から疑問があると指摘をされておるのであります。この実情を知り得た市民の方々は皆同様に疑問というか、疑惑とは言いがたいと思ひませうけれども、この疑問を解消することはやっぱり市民に対しても重要なことであると思ひませうのであります。

したがって、多額の助成を見直すか、一括借上げ制度を解消、入居者分の家賃を支払う方法に改善することではないかというような指摘を受けております。むしろ私はここで申し上げたいのは、厚生連本部の回答にも私は今申し上げたように疑問を感じておられる以上、このような指摘に対して、運営協議会長である服部市長は、厚生連に直接改善を求められるべきではないかということも考えております。今、市長から私にとりう指摘もありましたから、私ももし何だったら同行して、厚生連の本部なり、きちっとこうした過去の経緯も申し上げて改善をし、市民の疑問を解いていくようにしたいと思ひませうが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清水君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

厚生連のほうに直接改善を求められるべきではないかということでございませうが、先ほど質問の中で、市民の皆さんの疑問、あるいは疑惑ではないけれども、疑わしい、私は何をもちってそのようにおっしゃるのか少しわかりませうけれども、いずれにいたしましても、当該マンションのオーナーがいわゆる厚生連とのかかわり合いを否定することはできませんので、このような契約をされるということについては避けられたほうがいい。また、昨年厚生文教常任委員会でも申し上げましたけれども、むしろあるべきではないというふうにも思ひませう。

そうした状況の中で、先ほど最初の質問に対して私は改善を求めていくということをおし上げました。平成25年度末までに全室を利用され、空き室のないように改善、善処されるということが1点。あるいは利用されない部屋があるならば、運用自体を考えなさいかんといいことをおし上げました。それで、3月の末までに改善されなければ、私はいわゆる行政支援をしている2市2町1村の自治体の首長ともども協議をしてまいりたいというふうにおしひませう。よって、今のところでは、いわゆる厚生連本部に対して直接お伺いをしてど

うこう言うことは思っておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 昨年9月に私が申し上げたときに、市長側の答弁ですから、これは誰だったかちょっと記憶がありませんけれども、来年の4月までには全部入居ができるようにするという回答だったというように聞いておるんです。これは間違いないと思います。厚生文教常任委員の方はみんな聞いておられるんですね。

しかしながら、その契約期限が2年とかそういうような話は聞いておりませんでしたから、ここはやっぱりきちっとすることが大事だと思いますよ。ですから、これはやっぱり市民の中に、こういう疑問を感じておられるということがある以上は、速やかにやることが私は大切だと思っております。契約はたとえ2年なり、あるいはこれからあと1年あるかもしれませんが、そういう事態であっても、速やかに改善をされるように要望しておくべきだと思っております。

海南病院自体が処理ができないということであるから、厚生連の本部にメールをされたということでもありますので、やっぱりこの点は慎重に受けとめて、何だったら私も同行して、堂々とこの厚生連7病院のうちの、この弥富の海南病院が一番初めにこういう助成制度をつくって、あとのところが倣ったわけでありますから、私はその責任者でもある以上は、堂々と私は物を申し上げますので、いつでもそういうことがあれば私はいつでも赴きますので、そのつもりをして対応してください。

続いて2点目として、最近弥富市民の中で問題となっているのは、要するに5カ町村以外の救急患者が非常に多過ぎるんじゃないかというような指摘があることであります。

また、そのためにかどうかは知りませんが、他の病院へ救急患者が弥富の方だそうなんですけれども、他の病院へ転送された方があったというようなことを聞いておるわけでありまして。これは私はまだ確証をとっておりませんが。

言われることは、今度救急救命病院になると、さらに増加するのではないかといった心配がされております。事実、搬送患者件数の一覧表を見ても、5カ町村以外の患者数が多くを占めております。海南病院を整備、充実させればさせるほど5カ町村以外の患者がふえて、市民が不利になるのではないかといったような不安も指摘されております。排除することはできないと思いますが、やっぱり市民が不利益にならないように、助成していることから、安心できるように考えることも重要なことであると思っております。

聞くところによると、最近では医師、看護師等の方が退職される方も何か多く出ているようだというような話も聞こえてくるわけですが、その点の対応、すなわち医師、看護師等医療スタッフ、あるいは病室等について、市民が安心できる体制はどのようになってお

るのか、この点については事前に通告もしてありますので、調査された結果をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

現在の海南病院に救急搬送されるのが年間5,000台を超える救急患者でございます。この件に関して、私も市民の多くの皆様から弥富に住んでおって海南病院へ連れて行ってもらえんではないかということをお聞きするわけでございます。非常に胸の痛い思いをしているわけでございます。このことにつきましては、ほかの行政支援をしている2市2町1村の首長もこぞって同じ意見を述べられるところでございます。

そういう状況の中であって、今、海南病院の整備計画が進められておるわけでございます。この整備計画におきまして一つの大きな考え方としては、救命救急センターということの構想でございます。いわゆる3次病院というような位置づけをし、しっかりとしたドクターをそろえ、そしてベッド数をそろえ、そしていわゆる医療の恒久的な高度な医療技術を発揮できるような機械をそろえというようなところで、2次病院から3次病院への転換を海南病院が図られるわけでございます。

そういう状況の中にありまして、いわゆる救命救急センターの指定を最優先という状況の中で、この7月31日に第1次の工事の竣工を迎えるところでございます。こういう状況がそろえば、現在5,000台の救急搬送ということに対しては8,000台まで受け入れることができる、いわゆる医療スタッフ、ドクター、看護師、そういうものをそろえながらしっかりと対応していくということになっております。

佐藤議員御心配のように、こういう状況がそろうとまた同じことの繰り返しが加速的にふえるのではないかと御心配でございます。私は、やはり今現在がそれぞれの行政支援をしている2市2町1村の多額の補助金をいただいているわけでございますので、この点についても、今度の8月の末に行われます運営協力委員会の中で、1つの項目として申し上げておきます。また、多くの首長は同じようなことを意見としておっしゃると思っております。

いずれにいたしましても、その救命救急センター構想の中がスタートしていくわけです。具体的には9月ごろから対応できるという状況になってまいります。医師、看護師、病室等につきましては、その具体的な数字について担当課長から報告をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 先ほどの医師、看護師等、医療スタッフや病室等について、市民の方が安心できる体制との質問でございます。

平成25年9月に1期診療棟のオープンに伴い、第3次救急医療として救急病棟を2階に開

設いたします。医療体制の取り組みとして、医師は昨年から正職員の医師5名を増員し、128名体制にて取り組んでいます。また、4月より日本救急医学会認定専門医資格を持つ救急外来の専従医師を配属しております。看護師は、救急外来、救急病棟の医療スタッフ用として、現在救急外来及び救急病棟勤務の看護師39名を確保しております。病室につきましては、救急外来、救急病棟20床が新たに9月から稼働いたします。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それぞれお互いに努力をしていただいておりますことはよくわかるわけでありませぬ。

そこで、私は1つの、ただ弥富市民がこの海南病院へ入りたいといっても入れんというようなことだけを議論しておっても始まりませぬので、私は1つ提案として申し上げたいと思います。

この中核病院として海南病院は24時間体制で体制を整えて対応されております。医療スタッフの方々は大変なことであると私は常に感謝をしております。地域には、多種にわたって開業医療機関がたくさんあります。特に、海南病院から退職されて開業された医療機関もたくさんあります。海南病院の本来の医療機関としての業務を発揮していただくためには、市民が病状によって正しい医療機関を選択することも重要なことではないかと思うのであります。

医師会ではすみ分けがされているようですけれども、市民の中には理解ができていない人が多いように感じます。例えば、ちょっと風邪を引いてもすぐ海南病院へ行くと、これは従来からの海南病院へ通院しておられた方はこういう考え方がまだ多くあるわけでありまして、多くの患者が内科の診療室前で待っておられる姿を私は見受けます。したがって、何でもすぐに海南病院へ行くということではなくて、病状によってはそれぞれの医療機関を選択することを弥富市として指導していくことも重要ではないかと私は考えるのであります。

一度市として、あるいはまた関係の今の市町村も同じように、こうしたことについて議論をされて、どのような方法でそれぞれ地域の住民の皆さん方にこういうことを指導していくべきか、医師会はもちろんのこと、区長会だとか福寿会とかPTAとか女性の会とか、あらゆる組織団体を活用して、こういうようなことをみんなで考えていけば海南病院が本来の救急救命センターとしての第3次病院の使命が十分果たしていただけるのではないかと、こういうようなことも考えるわけでありまして、何でも海南病院という考えではなくて、やっぱり地域の医療機関で十分機能が果たしていただけるものは、そのようにしておくことを私は一遍それぞれ関係市町村で十分協議をしていただいたらどうかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えします。お答えするというか、私の意見という形の中で述べさせていただいてございますが、基本的には今佐藤議員がおっしゃったように全く同感でございます。

現在の医療機関というのは、1次病院、いわゆるまち開業医の方、そして2次医療という形の中で、検査、手術をしっかりとやっていただけるような病院という形のことでございます。あるいはICUであるとか、MRIというような検査をしていただく。そして、今度海南病院が目指される3次医療、いわゆる救命救急センター構想を取り入れた病院、そういった形の中で、それぞれの医療機関の分類はあるわけでございますけれども、やはり本人、自分が病気になった場合において、患者の立場からすれば、しっかりと検査をしていただいて、その病院のドクターに診ていただき、そして納得のいく自分自身の治療を重ねていくということが私は患者の立場からすれば望ましい、そのようにお考えになるのは当然であろうというふうに思っております。そういう状況から、総合的な病院に皆さんが足を運ばれるということがやっぱりこれからも続くでしょう、そういうことを思っております。

しかしながら、最近では海南病院のほうから、いわゆる開業医のほうへ逆に紹介をされるということが非常に多くなってまいりました。そういう状況の中で、少しでも病院の患者さんの緩和を図っていききたいというのが海南病院の姿勢でもあろうかなというふうに思っているところでございます。

また、私どもといたしましては、さまざまな団体、例えば民生委員の団体、あるいは女性の会の団体、福寿会という団体、そういう状況の中に海南病院のドクターに来ていただきまして、さまざまなお話をさせていただいておることも事実でございます。私たち行政からは、こういう病院がありますよということについては、いわゆるホームページであるとかいったことで御紹介を申し上げますけれども、患者さんに対してほかの病院へ行ったらどうですかということとはなかなか言えるものではありません。やはり、患者さんの立場を尊重していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、それぞれの団体において、海南病院のドクター、あるいは医院長から出向いていただいて、そういう講話をしていただくとありがたいなあというふうに思っております。今の回数よりももっともつとふやしていくことにおいて、市民の皆様が納得していただけるようなお話が聞けるのではないかなあというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ぜひ3次病院としての、救急救命センターが有効に活用できるような方策はお互いにみんなで考えていけるように、市長がリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。

続きまして2点目は、弥富駅及び周辺整備計画の取り組みについて、私の意見も述べながら、市民の声も尊重しながら質問していきたいと思っております。

昨年来も、JR及び名鉄駅について、北側からも利用できるように駅及び周辺の整備はできないかという質問がこの議会でも二、三回あったと思っております。

しかしながら、市長の答弁を聞いておっても、なかなか期待に沿うような答弁ではなかったと私は思っております。市長は、常に総合計画、総合計画ということと言われるんですが、弥富においてやらなければならない重要課題について、もっと順序立った事業展開ができないかという市民の指摘もあります。

また、総合計画の中でも、JR、名鉄弥富駅の橋上駅舎化、駅周辺の道路の整備及びバリアフリー化、商店街の環境、景観整備を含め駅周辺市街地のまちの顔としての一体的な整備を検討・推進しますとこの弥富の総合計画の中にも書いてあるんです。平成21年にできた総合計画の中に書いてあるんです。

ところが、具体的にこの総合計画の中の内容が位置づけられているのか、またどのような検討・協議が進んでいるのか。先日出された評価報告書によると、達成度は50%とあるわけです。直接JRや名鉄の関係機関、あるいはまた地域の住民の皆さん方と、どの程度協議がされているのか、明確な進捗状況をまず尋ねたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

市民の皆様方の御意見は私も真摯に承って、これからの行政の大きな志にしていきたいというふうに思っているところでございます。

私のみならず、元町長さん、あるいは元市長さんというような状況の中で、恐らく戦後の形の中で担当された全ての弥富町の首長さんに共通して言えることではございますが、弥富駅前の整備計画については、その重要性を認識していただいているところではないかというふうに思っております。

しかしながら、さまざまな整備計画の途中の中で、土地区画整理事業、あるいは橋上化等において、地域の皆様の賛同が得られなかったということが今までの経緯でもございます。少しひもといてみましたら、昭和53年には町政の最優先課題として協議会が発足し、それが10年間協議がされ、しかしながら、昭和62年には土地区画整理事業の基本計画までできたわけではございますが、継続されなかった。あるいはその後平成4年、いわゆるなぎなた国体と言われる国体開催のために近鉄の駅の橋上化が進み、駅前整備ができたわけではございます。これにとっては大変市民の皆様も喜ばれたというふうに思っているところでございます。

しかしながら、この計画をもっと伸ばしていきたいという状況の中では、残念ながら平成16年に区画整理事業を中止すると、駅前の整備が断念されたわけではございます。

こういった形の中でなかなか駅前整備が進まないということについても、今までの経過ではなかったかというふうに思っているところでございます。

現状の進捗状況でございますけれども、弥富駅の周辺整備につきましては、市の玄関であり、市の顔となる場所でありますので、駅利用者の利便性を確保するなど、駅前整備を重要な事項であると考え、私は第1次総合計画、平成21年から向こう10年のまちづくりをどうしていくんだという形で取り上げさせていただきました。そして、平成19年にはその開発の関係プロジェクトという状況の中で、いわゆる外部の先生も招きながらJR、名鉄、近鉄の将来構想を立て、庁内で協議を持ったわけでございます。そして、平成22年からはJR、名鉄、近鉄駅周辺のまちづくりにおける課題をきちっと整理するとともに、周辺の道路、あるいは交通状況の変化、あるいは市において予定する事業進捗等を勘案しながら、概算の事業費を立てたわけでございます。その総額は三十数億円になったところでございます。

また、こういったような問題に対して私どもは職員を中心として、JR東海に延べ11回足を運びました。また、名鉄さんにも8回行っているわけでございます。私もJR東海等におきましては、一緒になって行っているわけでございます。

しかしながら、このような鉄道事業者との協議について、これからも継続的に行ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、平成23年3月11日、東日本大震災から、市のいわゆる公共事業等における最優先課題は何だということについて、私自身、特別職と一緒に考えてきたわけでございます。

また、平成25年から29年の中期財政計画というようなところにおいて、これから将来にわたって市の財政については健全化を保っていかなきゃならないということに、皆様方にも御紹介をしているところでございます。

そういう状況から財源不足が、例えば庁舎の建設、あるいは白鳥保育所の建設、そして駅周辺の整備をやりますと100億以上のお金がかかるようになってまいります。そういう状況の中で、あれもこれもという形の中ではできないと判断し、最優先課題は防災・減災であろうという状況の中で、庁舎の建設にこれから取り組んでいくということを議会の皆様にも御理解をいただきたいということをお願いしているところでございます。

そういう状況の中から、いわゆる財政不足が発生するというのも踏まえて、一時的な凍結をさせていただいたといういきさつでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 市長、今の財源の問題、これは確かに大事な問題なの。あしたまた庁舎の問題で私は質問していきたいと思いますが、財源の確保は当然なんだけれども、財源の効率的な支出というのはそれ以上に大事だということをおまじゅう最初に申し上げておきます。

そこで、私はこの駅周辺の整備計画というのは、当初建てたものから順次変わってきてお

と思います。昭和53年の計画から、57年、あるいはまた平成になって変わってきておると  
思います。しかし、これはどういう形にしろ、弥富のまちづくりの中で一番大事な基本であ  
ります。

先日も、これは実話でありますけれども、今のJRの北側にありますJAの葬祭場で多治  
見のほうから葬儀に参列された方、この方が多治見ですからJRで弥富まで通し券で来られ  
た。しかし、JR弥富駅から今のJAの葬祭場までは目と鼻なんだけれども、ぐりっと回っ  
ていかんなん。しかも、雨降りだった。不便なところだなあという話を私は直接聞いたん  
です。いや、そのうちに北側からの乗降口もできるようになりますからねと私は言うておい  
たわけではありますが、何もかも全部を完成させるということは難しいということであつても、  
それぞれ必要に応じた計画を立てるということは大事じゃないでしょうかね。私はそういう  
ように思うんです。

ですから、財源が多くかかるからできません、計画が大きいかからできませんということ  
ではなくて、やれることからやることも大変大事なことだと思いますよ。

そういう意味で、できないからやらんというんじゃないで、いかにして便利になるよう  
にするかという考え方をしっかり持っていたいただきたいというように思います。

そこで、私はちょっと申し上げておきますが、これは過去の経験からです。昭和57年ごろ  
から本格的にこの整備計画案をつくりまして、協議会でも議論をしてきたわけであります。

しかし、今、市長の述べられたように、財源の問題が非常に大事なんです。ですから、昭  
和59年6月議会に新たに都市計画税を提案したわけであります。都市計画税は60年からとい  
う予定で提案したんでありますけれども、継続審議となり、半年後の12月議会で3分の2の  
反対で否決となったわけであります。そのため、まず乗降客の一番多い近鉄弥富駅の橋上駅  
化と周辺、特に南側広場の整備を先行させる方法に切りかえて、まず近鉄駅の南側の水路を  
取得して、その水路を暗渠にしてロータリ一道路計画まで進めてきました。

一方、駅橋上化のための多額な応分の建設負担金のために、補助事業以外の事業は一旦凍  
結をして、そしてまた大原処理場の受け入れによって、計画をしておりました総合体育館、  
中央公民館建設のための財源が幾らか余裕ができたわけであります。こういうものを約30億  
円だったと記憶しておりますが、財政調整基金を積み立てて、そして私は平成3年1月の選  
挙で敗れたわけでありますけれども、その多額な建設負担金を用意しておいたがために、当  
時の開発部長を中心として近鉄弥富駅の橋上化、そして現在のあのような近鉄の弥富駅はで  
きたわけであります。

そうしたことから、一応近鉄についてはまあまあ解決したわけであります。しかし、この  
近鉄だけでなく、最近ではJRの利用者も非常に多いし、これは名鉄の駅と競合しており  
ますから、津島高校等へ、あるいは津島のほうへ行く高校生もたくさんあります。三重県か

ら来ておる人もありますし、他の市町から来ておる人も弥富の駅を利用しておるんです。ですから、こうしたものをやっぱり弥富JR・名鉄駅をどのように便利にするかということは大きな総合計画ではできないとしても一遍真剣に考える必要があると、これは私の意見であります。恐らく市民の皆さん方も、この考えには賛同していただけると私は思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほど、私ども駅前整備については一時的な凍結をといるお話をさせていただきました。

しかしながら、いわゆるJR、あるいは名鉄という形の協議の中で、平成32年度までにいわゆるバリアフリー化ということがされていきます。こういった状況の中においては、いわゆる周辺の皆様方には大変な不便を与えているわけでございますので、自由通路等という形の中で、北から、いわゆる線路を高架で渡っていただいて、その自由通路というような状況のものにつきましては、この第1次総合計画の後期の計画の中に入れていきたいというふうに思っております。そして、地域周辺の皆様方の便宜を図っていきたいというふうに思っております。

都市計画税の問題をお話しされたわけでございますが、これは極めて慎重に協議をさせていただきなかならぬというふうに思っているところでございます。いわゆる市街化地域にお住まいの方、そして目的税として駅前の整備、あるいは公共下水道事業に対する整備、あるいは街路整備に当たっていくというような状況での目的税でございます。そして、仮に満額というような状況になりましたら、いわゆる固定資産の評価額の100分の0.3以内という状況になっております。昭和59年、60年に対して佐藤町長のときには、不退転の決意でこの都市計画税を導入されようとしたわけでございますけれども、その努力には心から敬意を表するわけでございますけれども、残念ながらできなかった。反対という形でございます。私も、この都市計画税ということにつきましては、昭和59年、60年のいわゆる時代の背景と少し違ってきているというふうに思っておりますけれども、いずれにしても増税という状況の中で御負担をいただきなかならぬということがございます。100分の0.3、仮に固定資産税をお預かりするということになると、弥富市では4億5,000万の数字になるわけでございます。その当時と違うのは、西部臨海工業地帯での工場分から固定資産税として、その3分の1、1億5,000万がお願いできるということでございます。

しかし、都市計画税についての増税ということにつきましては、今後も全員協議会、あるいは常任委員会等でしっかりと議会の議員の皆様方の御意見を拝聴していきたいというふうに思っております。そうした形の中で、次のまちづくりのためにどう資金をやはり捻出していくかということにつきましては、また御協議いただきたいと思います。以上でございます。

す。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 先に都市計画税の問題を市長のほうから答弁いただいたわけでありましてけれども、私は都市計画税の問題は次の問題として、若干経過を申し上げますと、関西線の複線電化のために、複線化用地の取得に弥富町は積極的に協力をしてきたわけでありまして。したがって弥富町内、木曾川の左岸から楽平までの約2.5キロメートルは今でも複線化しております。残念ながら蟹江町と佐屋町においては、鉄道高架を条件として複線化用地取得に協力していただけなかった。したがって、今では蟹江・永和駅間は複線電化のための用地はありませんので単線です。だから、楽平のところでJRの電車が時々とまってすりかわりをやらなきゃいかんという状況でもあるんです。

だから、私が今から申し上げたいのは、複線電化を進めれば名鉄の乗り継ぎも便利になりますし、さらに利用者は多くなり、両駅の整備が重要だと私は思っております。ですから、3市町で、弥富、愛西、それから蟹江の3市町でJRの北側の乗降客の利便性について一遍しっかりと議論をしていただいて、蟹江も随分この問題も困っておるようでありますから、お互いに愛西市も蟹江町も、こういう用地の協力を積極的に進めて、そしてもっとこのJRが有効に活用できるようにし、そして今の便利な駅づくりを考えていただくことが必要ではないかというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

JR関西線の複線化ということにつきましては、関西本線の複線電化促進連盟というのが現在でもございます。そういう状況の中において、この促進連盟のそれぞれの協議内容の項目について、私もしっかりと勉強させていただきたいというふうに思っております。また、他の首長、愛西市、あるいは蟹江町の首長についても御相談を申し上げていきたい、話をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、結論を先に言うわけじゃないんですけれども、多額の費用がかかってくるだろうということの中で、どのような形で負担をしていくということについては大変難しい問題があるということが想像をされます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは、かつてそういうような時期があったんですよ。それを蟹江、それから当時の佐屋ですが、高架にしてもらわなきゃ、今の複線用地は協力できんといって拒否し続けてきたんです。今になると、蟹江町も北側の開発を進めて、北側からの今の乗降客を何とかできるようにやりたいとやっておるわけですよ、みんな。だから、協力するところは大いに協力せないかんのです。これが私は政治だと思っております。ですから、一遍その点

も3市町でよく相談をして、JRと協議されることが必要だと思います。

最後に、都市計画税の問題ですが、今市長が先に都市計画税を言われたんですが、むしろ最近の市長の発言の中に都市計画税がどんどん出てくるから、市民の中にはどうなっておるんだと、こういうことなんですよ。私が申し上げたのではないんですよ。三宮議員も取り上げておられるわけですが、だから市長が都市計画税というのを本当にやるのか、ただ呼びかけをしておるだけなのか、この点に私は非常に市長の政治姿勢に問題を感じておるんです。これは相当の覚悟を持ってやらなきゃいかんのです。ただ、ジャブを送るだけの問題ではないんです、これは。私はそういう経験をしておりますから、今の簡単に都市計画税都市計画税と、そんなものではないんです。だから、都市計画税をするといったら、それこそどういう事業をやるためにどれだけの今の金が要るんだと、そのためには都市計画税という目的税がどうしても必要なんだということを私はしっかりと市長が示した上で、議会でも議論すべきだと思うんです。

ただ、都市計画税を議会で議論してもらおうという、そんな簡単なものではありませんよ、これは。その点は、私は市長がもし本当に都市計画税を必要とするなら、例えば今の駅周辺の整備に30億なり40億かかると。だから、これはどうしても弥富のまちづくりの基本だからということで考えられるならば、またこれは話は別だと思っておるんです。そういう点で、都市計画税については、私は時間もありませんので私の意見を述べておきますと、今申し上げたようなことなんです。

ところが、先日、去る5月13日に高山市、この高山市は駅舎の改築と駅周辺の再開発事業を進めるということを決めて43億円、そのうち高山市が41億円を負担して駅周辺のまちづくりを発表しておるんです。これは高山市ですよ。

弥富も、JRと名鉄駅舎の橋上化、あるいは周辺の整備等も計画と財政負担をしっかりと検討した上で、これは一遍考えるべきじゃないかということも私は考えたことがあるわけです。ですから、そういう点もしっかりとよく、よそのまちがやっておるからということをよく言うんですが、よそのまちがやっておっても弥富はやらんということもあるわけでありますから、むしろ、私はよそがやっていないなくても、弥富ではこういうようにやるんだというような誇れるまちづくりをやっていただくことを要望して、私の質問は終わらせていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者の川瀬議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。通告に従って質問します。

多少佐藤議員と重複があることがありますが、よろしくお願いします。

昨年の国の税収入は約35兆円です。バブルの絶頂期でさえ、約60兆円ほどでした。それに対し、国と地方が抱かえる借金の合計額は1,000兆円以上です。物価と金利は基本的に連動するので、アベノミクスが目指す2%のインフレ率を合わせて金利も2%ぐらいになるので、単純計算で日本の利払い費は数年で20兆円にもなる。ここに国債の償還費も10兆円以上加わります。もし経済成長が頓挫すれば、日本は借金の利払い費と国債の償還費だけで30兆円以上もの歳出が必要となります。

しかも、必要なお金はこれだけではありません。さらに、社会保障費の公債負担額は約40兆円で、これは毎年約1兆円ずつ増加していきます。つまり、借金の返済費と社会保障費だけで70兆円を超え、バブル期の税収入を大きく上回ってしまうので、このギャップは経済成長で埋めて財政赤字を解消できる可能性は極めて低く、歴史から見ても貨幣価値を徐々に減らすこと、いずれハイパーインフレを引き起こしてこの問題を解決していくのでしょうか。したがって、ますます財政状況の厳しい中でも、これからの市町村は住民と行政とがパートナーシップを確立して協働のまちづくりを進めながら、人、企業を育み、そして市の機能、市民、市内の企業、土地を含めた市全体の価値を高めるまちづくりを考えて、できるだけ国や情勢に影響されない持続的な行政経営をしていかなければなりません。

市民との協働はさほど新しいことではなく、過去において、この平島地区の土地区画整理事業は、既にあった庁舎、病院、学校の配置を念頭に入れて、ショッピングセンターを中心にまちの利便性を考えたまちづくりを関係者の並々ならぬ努力のおかげで成功に導いてこられました。今は、インターネットの普及とその無線化、スマート化が進み、自宅にいなくてもどこにでも買い物や行政手続きができるようになりつつあります。そのニーズに応えるべき商品の販売は、無店舗化、自治体は行政情報を一元的に蓄積し、24時間アクセス可能な行政情報提供システムの構築だけではなく、行政手続業務を電子化し、市民の問い合わせを部署ごとに対応するのではなく、行政の中で共有し、適切に応答できるコールセンターの仕組みへと随時変える必要があります。

国の政策である日本再興戦略の4の2では、公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築とあります。また、お年寄りの方々などのIT機器を扱うのが苦手なの方々に対しては、よろず承り係、すなわちコンシェルジュが現場近くの支所や公共の施設で行政事務手

続、行政に対する相談や要望のほか、市の観光案内、公共施設の利用状況や予約、市内の病院の手配に至るまで、市民一人一人に応じたきめ細かいサービスを提供することになります。そのため、本庁舎の役割は次第に薄れていきます。

一方、ショッピングセンターは、甚大災害緊急時には食料倉庫、非常用トイレの機能を兼ね備えた避難所になるとか、さまざまな社会問題の解決の一翼を担う店舗へと変貌していきます。今後は少子・高齢化が急激に進むことから、ほぼまちづくりを整えたこの地区の住民にとっても、市民にとっても、特に医療、介護を最重要課題として充実させる必要があると考えられます。したがって、今から市の機能、市民、市内の企業、土地を含めた市全体の価値を高めるまちづくりを行政と協力して進めるために質問をさせていただきます。

中期財政計画による弥富市総合計画。1. 中期財政財政計画決算額の推移表において、実質収支、単年度収支、実質単年度収支の計算式、算定根拠について説明ください。

疑問に思ったのは、平成25年度では、実質収支Eイコール歳入引く歳出でやると4億5,411万7,000円ですが、平成20年度では、実質収支Eイコール歳入引く歳出、6億1,144万8,000円だけど、この表では4億5,250万5,000円になっていました。これはおかしいかなと思ひまして調べまして、実質収支の計算式をお教えてください。

2番目、平成19年度では単年度収支Fイコール実質収支Eイコール繰越金マイナス3億4,885万3,000円ですが、平成20年度では単年度収支Fイコール実質収支引く繰越金を行ったらマイナス151万2,000円ですが、平成21年度では単年度収支Fイコール実質収支Eイコール繰越金と計算してみたら7,772万2,000円だったんですが、この表を見ると2億3,666万5,000円と書いてありまして計算が違うんです。それで、計算式を教えてくださいたいのと、実質単年度収支の計算式を教えてください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まずもって、きょうお配りした議員の資料についてですが、先般私どもがお出ししました決算額の推移の表についてですが、今回の議員の提出のところにはAとかBとか、そういう記号が振ってございますので、これで算式的には表現できるかと思ひますので、まず質問に対してお答えさせていただきます。

実質収支とは、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、歳入から歳出を差し引いた額を形式収支と言います。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額を言います。ここでいう翌年度へ繰り越すべき財源とは、繰越明許費、繰り越しなどの財源を言います。記号でいきますとD欄のことを指しておられると思ひます。

次に単年度収支とは、当該年度だけの収支を捉えるもので、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を言います。ですので、記号でいきますとC引くDという計算式が成り立つと思ひます。

次に実質単年度収支とは、単年度収支の中には実質的な黒字要素、黒字要素とはここで言う基金の積立金を指します、とか赤字要素が含まれております。これらを控除した単年度収支の額を言います。算式で申し上げますと、実質単年度収支に財政調整基金積立金と地方債繰り上げ償還額を加えて、そこから財政調整基金取り崩し額を差し引いた額を言います。ですので、実質単年度収支は記号で申しますとF足すG足すH、そこからマイナスI欄ということになります。ですので、算定根拠についての説明ではございますが、実質収支、単年度収支、実質単年度収支については、このような算式で出されるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは質問しますが、私も調べまして、計算式、実質収支Eイコール形式収支マイナス翌年度に繰り越すべき財源。単年度収支Fイコール当該年度の実質収支引く前年度の実質収支。実質単年度収支Jイコール単年度収支プラス財政調整基金積立金プラス地方債繰り上げ償還額マイナス財政調整基金取り崩し金額です。

そこでお聞きしますが、この弥富市中期財政計画には、ここの計算式なんかは全て書いていないんですよね。表記されていないですよね、公表されているものに。この計算式の内容だとか説明が全然されていないですよね。

もう一つお聞きしたいのが、どうしてこれは計算式とか根拠の説明を入れていないのかと、あと翌年度へ繰り越すべき財源があるんですが、この表を見ますと19年度はゼロ円、20年度は1億5,894万3,000円、21年度は4,884万4,000円、22年度は2,528万2,000円、23年度は2,493万円と書いてあるんですが、例えば、この数字が上の表から差し引きしてどうやって出てきたのか教えていただきたいのと、もう一つ、財政調整基金積立金もここにある表、1億6,712万1,000円、20年度695万4,000円、21年度693万6,000円、22年度424万円、23年度293万4,000円、これも上の表のどこから数字が出てきたのか、計算方法を教えていただきたいということです。

計算式とか収支とかいうのは調べたんですけど、この数字の根拠が、例えばこの表から算出できるならいいんだけど、もとの表から。ほかから出てくるんだったら、この表に明記しないといかんのではないかなと思うんですが、回答のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、実質収支とか単年度収支とか実質単年度収支の計算式が私どもの策定した中期財政計画に表現されていないという件でございますが、これにつきましては、こういった表をつくるときに計算式をきちっと載せるようなつくり方と、単純に答えだけ載せるやり方があるという中で、昨年度つくった中期財政計画におきましては、計算式まで載せずにつくったということでございます。

それと、翌年度に繰り越すべき財源につきまして、この上の表からどうやって出すんだという部分でございますが、これにつきましては当該年度に予算を編成したんだけど、当該年度で事業を行えなかったという部分を繰越明許費と申しまして、そういったのを翌年度に繰り越すべき財源というふうに言うわけでございますが、これにつきましては上の表からある数字を足したり引いたりして出てくるようなものではございません。

それと、財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金から生み出された預金利息を積み立てたり、それとか財源を調整していく中で剰余金が出たものを積み立てていくという事で毎年度計上されるわけでございますが、これにつきましても上の表のところからある一定の計算をして、そこから出てくるようなものではございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 根拠を示していない表を出して、これって中期財政計画と財政が厳しいことを説明されると思うんですけど、この表はどうしてそういうことを平気で言えるんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 計算式につきまして、事細かく計算式を表現する場合としない場合があって、昨年度つくったやつに関しては計算式は示していないという部分でございます。

今後につきまして、計算式を入れるかどうか検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） よく理解ができないんだけど、これは決算後の結果なんですよ。予想じゃないもので、予算じゃないもんだから結果ですよ。我々が会社経営をしておると、収支って損益計算書とか全部計算が合わないと出せないんだよね、税務署や何かに。これって、自治体の場合は別に計算が合わなくてもよろしいのかな。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 足し算とか引き算の計算式が表であらわされていないというだけで、計算は合っています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） だから、表記をするとか説明をするとかないといかんのじゃないかなと思いますけど、普通こうやって表を公表されれば、ちゃんと説明をしないと、計算方法とか。お願いできますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） こういった表をつくる上におきまして、どこまでの計算式を載せるかどうかというのはいろんな表の作り方がございます。国のほうへ出す報告物にしても、

それを集計した結果につきましても、中の計算式を事細かく表現する場合がありますし、表現しない場合もあります。

昨年度つくりました中期財政計画につきましては、中の計算式を省略して出した部分でございます。今後、この中期財政計画も改訂版をつくらせていただきますので、そのときにどこまでの計算式を入れるかどうかについてはちょっと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） これって、表って実質収支とか単年度収支なんですけど、これって単年度収支とか実質収支って財政状況を調べるための数字だと思うんですけど。それは数字が表記、この19年度の歳入と歳出に書いていないところの数字が出てくるということ自体が私どもはよくわからないんですが、それで平気なんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 何回でも同じ繰り返しの答弁になってしまいますが、どこまで細かく計算式を表現するかどうかという部分のところだと思いますので、それにつきましてちょっと検討させていただくということでございます。同じような答えになってしまいますが、そういうことでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） これから表記してもらえますかね、お願いします。誤解を招くようなことはないようにしてもらえばありがたいんですけど。

2番目、中期財政計画表において、繰越金、繰入金、市債、積立金の算定根拠について説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） では、議員にお答えさせていただきます。

繰越金は前年度決算の剰余金でありまして、これを正確に見込むのはなかなか困難であることから、平成24年度当初予算額の3億円で固定して推計しております。

繰入金は、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金や庁舎建設事業のための公共施設整備基金繰入金、新白鳥保育所建設事業のための地域福祉振興基金繰入金などを見込んで推計しております。

繰越金と繰入金は表裏の関係にあつて、繰越金が多ければ財政調整基金からの繰入金は少なく済むわけですが、不測の事態に備えて、なるべく基金残高を減らさないような財政運営を考えています。

市債は、臨時財政対策債、庁舎整備事業債、保育所整備事業債などの合併推進債及び通常の農林水産事業債を見込んで推計しております。

積立金は、平成24年度当初予算額を参考に増減がないものと見込んで推計しております。  
以上です。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 時間がないので次に進みますが、3番目、合併算定がえとはどのような制度ですか、説明ください。

もう一つ、市町村合併はスケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるために合併したはずですが。このような施策が弥富市総合計画ではどの施策になるのか、また実際の効果を説明ください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まず、最初の合併算定がえについてお答えさせていただきます。

合併算定がえとは、合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益をこうむることのないよう配慮した制度です。合併後の新市町村としての算定額と、合併市町村がそのまま存続したものとしたときの算定額とを比較して、交付税が多く交付される有利なほうで算定される特例でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） それでは、4番目の市町村合併やスケールメリットによりという質問についてお答えいたします。

第1次弥富市総合計画は、合併に際しまして、弥富町・十四山村合併協議会で策定いたしました新市基本計画や直近の市民ニーズの動向や社会・経済情勢の変化を十分に踏まえ、市民のまちづくりの共通目標として自立したまちづくりのための経営指針として策定したものであります。

地方分権のもと、行政の権限は住民にとってより身近な市町村に移っております。地域の実情に即した行政サービスを展開するためには、より高い専門性が求められています。このような情勢の変化を踏まえまして、新たなまちづくりに向けて平成21年度に総合計画を策定いたしました。

スケールメリットを生かす経費の節約なども包括いたしました計画内容でございます。施策がどのような効果があるかという御質問ではございますが、個々の施策ごとではなく、全体としての本市が目指す将来像としての計画でございます。

平成21年度から前期基本計画に掲げました第1章から第6章でのそれぞれの施策における土地の有効利用、道路交通網の充実、情報化の推進、港湾地域の整備・促進、下水道の充実、消防・防災の充実、地域福祉の充実、子育ての支援の充実など多くの施策を進めております。この施策を進めていくことが合併によるスケールメリットも含めたまちづくりでございます。

本年度26年度からの5年間の後期基本計画を策定してまいります。弥富市の将来像に向け、みんなで作るきらめく弥富、自然と都市が調和する元気交流空間を目指してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 合併算定がえというのは猶予期間があつて、その間合併しなくてもよろしい、していなくても同じ予算が使えるように交付税が来るというのはわかるんですが、それは合併算定がえの、合併してから10年ぐらいたつと合併算定がえによる特典がなくなるみたいなんですが、その間に国はスケールメリットを生かして節約が可能になるために合併したはずですから、そのために経費削減をしたのではないのかという質問なんですけど、それに対する回答ではないんですが、それについては回答できますか。

猶予期間が10年間あるとすると、それまでに国はスケールメリットに経費の節約を可能にするために合併したはずなんですが、それができない理由はどうしてか説明を願えますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 合併して、合併算定がえがあると。それで、一定の時期から経過措置期間になって、それがいずれなくなってしまうと。その間に経費の節減を市町村のほうで考えてやるという部分でございますが、一番極端な例につきましては、例えば2つの町があつて、それぞれ別々だったら市長もそれぞれ要するというのが一番極端。一般行政職につきましても、ばらばらであればそれぞれに配置しなければいけない職員が1人で済むというような部分があります。

ただし、一般職につきましては、合併したとしても一般職についてはそのまま引き続き身分がありますので、急激に減らさないと。時間をかけて徐々にそういった部分を減らしていくということで、すぐには効果があらわれないかもわからんけど、時間をかけて職員数を削減することによってスケールメリットを生かすという部分が一番大きな部分であると捉えております。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それが合併算定がえで10年間の猶予があるんじゃないんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 合併算定がえで合併して、しばらくは従来の市町村が存在しているかのごとく交付税をいただけるという部分はそういったことでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） だから、それまでに経費削減とかして、余分にかからないように努力すべきための合併算定がえなんではないですかね。私はそう思うんですけど、どうも合併してから10年後より15年度、合併特例措置がなくなったところに、調べると混乱するようです。

合併した自治体の地方交付税は、合併15年後に少なくとも3割程度は減額されるようで、その時期は合併特例債の償還時期のピークに当たり、このころに残されたものがその重荷を背負うことになるでしょうということらしいですが、次の世代の人に頑張ってもらえばよろしいかなと思います。

次に5番目、将来転入が見込まれる人々、弥富市に通勤、通学、通院、買い物をする人々を増加される施設が必要かと思います。弥富市ではどのような施策がありますか。また、その施策の実際の効果、目標を説明ください、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 市の人口を増加させるという施策ではございますが、まず第一に、弥富市が安全・安心で住みやすいまちづくりを進めていくこととございます。このことから施策としては、弥富市第1次総合計画に掲げられた弥富市が目指すまちづくりが人口の増加につながるものだと思います。

第1次総合計画では、平成30年度に4万6,000人を目標として掲げております。計画の政策目標第1章から第6章でのそれぞれの施策を進めていくことが重要であり、具体的には子育て支援の充実、高齢者支援の充実、道路交通網の充実などです。

また、人口データを過去の国勢調査から見ますと、国勢調査人口で平成12年度の国勢調査時では4万2,179人、平成17年度の国勢調査におきましては4万2,575人、平成22年の国勢調査におきましては4万3,272人と増加を続けており、平成22年度の国勢調査の全国平均増減率0.23%を上回る本市は1.64という数値となっております。

今後、長期的には我が国は少子・高齢化、人口減が見込まれ、国、地方自治体にとっても大変な重要な問題であり、避けて通れないものであります。危機感を持ち、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちょっと回答が私のと違うんですが、観点を変えて質問をさせていただきます。

今の弥富市の観光課は、行政、市内の法人、市民の交流事業が主目的であるが、市内商品の販売促進、国外を含めた企業誘致や人材交流等についてはどのように対応しておられますか。

もう一つ、弥富市は名古屋市との行き来に便利な地域として、鉄道駅周辺を中心としてベッドタウンのように住宅開発が進み、人口が大きく伸びました。周りの市町村である蟹江町、桑名市との差別化を図る施策がありますか。

また、近隣の市町村と連携して、名古屋市東部との差別化を図ろうとする施策がありますか、説明ください。

もう一つ、昼間の人口をふやす施策がありますか、御説明ください。

〔「事前通告にないもん、そんなもの」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） J R、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の凍結前の計画と凍結後の考えについて違いがあれば説明ください。蟹江町は、J R駅の橋上化と駅前開発の方向性が示され、周辺のまちづくりが進んでいます。弥富市総合計画でのJ R、名鉄弥富駅の橋上駅と駅前開発の周辺の開発は進まないのはどうしてか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、J R、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の凍結前と凍結後の考え方の違いについて御説明申し上げます。

今までも議会の中でもお話ししておりますように、中期財政計画の長期財政見通しにおいて、諸事業を優先的に進めることにおいて財源不足が見込まれるということで、事業凍結ということで判断をしたところでございますけれども、J R、名鉄弥富駅周辺整備につきましては、凍結前の判断として事業化を進める内容は橋上駅舎化、自由通路と北口広場、南口広場を整備し、鉄道利用者の利便性を改善するという計画で事業推進を進めてまいっております。事業凍結の判断後におきましては、やはり鉄道事業者において、平成32年度までに地域の支援のもと、鉄道駅のバリアフリー化の整備を実施する対象駅となっていることから、鉄道事業者とバリアフリー化の整備を進めるということで、自由通路にかわる安全に鉄道を横断することができるような、人が通れるような人道橋のようなものをつくって利便性を図っていくということが必要になるのではないかと考えて、今年度策定します総合計画の後期基本計画の中に取り込んでいきたいと考えております。

それと、先ほど蟹江町との違いといいますか、蟹江町においては整備が進んでいるがということでございますけれども、まず蟹江町の現状についてちょっと説明申し上げます。

蟹江町におきましては、J Rの北側の地区におきまして、優良な立地条件を整えながら、住宅地の整備といった面から極めて開発がおくれているということで、J Rの蟹江駅の重要な拠点となる北側地区を土地活用の実現に向けまして、平成13年から土地区画整理事業が始まっています。蟹江駅におきましても弥富と同じように南側しか改札がないということから、昨年度からJ R蟹江駅を南北に結ぶ自由通路と橋上駅舎化に向けて事業計画を今蟹江町は進めているところでございます。

弥富市におきましては、やはり国道1号、近鉄名古屋線、J R関西線、名鉄尾西線により分断されているということで、それらのJ R弥富駅、近鉄弥富駅に続く県道が未整備、それと生活道路も狭いということで、防災面からも改善が必要になっているということでございます。

そして、弥富駅周辺におきましては、昭和53年から駅周辺地区で区画整理事業を検討するというので、平成7年に事業化の機運が一番高かった駅中地区、JR線と近鉄線間の区域ですけれども、そこを優先して進めるということで地区の役員会などを開催しながら、事業推進を図ってきておりました。しかし、土地区画整理事業実施に向けた地域、地権者の合意が得られないまま、平成16年に事業の中止ということになっています。これが整備が進まない要因になっていると考えております。

その後、平成18年4月に町村合併により弥富市になりまして、平成21年3月に策定しました総合計画の中に、JR、名鉄弥富駅の橋上駅舎化の促進ということで、主要な取り組みという位置づけをしまして事業推進を図るということで今までやってきたところですが、やはり事業の凍結ということで判断をしたということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 先ほど市長が言われたとおりですが、バスなどの交通結節点である駅前には市の顔になり、市の玄関です。また、ほとんどの市は土地利用場所、すなわち空間を確保してからまちづくりを考えております。

それでは、ほかの市町村のまちづくりの方針、土地利用地区計画などについて少し御紹介させていただきます。

一宮市は、市民の皆さんの交流を促進し、市民活動、文化活動をもとに歴史文化を伝承し、新たな市民文化を創造する交流文化拠点として、都市機能、集客機能を強化するために、中央図書館、中央子育て支援センター、市民活動支援センターなどの多様な機能を兼ね備えた複合ビル7階建て、延べ床面積約2万1,400平米の尾張一宮駅前ビルiビルを完成させました。このビルが起爆剤となり、今まで中心市街地を訪れなかった多くの方を集め、さらに周辺の中心市街地の魅力を高めることで多くの方が回遊し、中心市街地全体が活性化するように整備を推進しております。

一方稲沢市は、昭和60年に国鉄民営化に従う操車場の機能縮小の方針が出され、大規模な遊休地が生じたため、周辺を含めたエリアを稲沢駅開発グリーンスパーク稲沢21として計画をしております。開発地は、旧国鉄の操車場跡地約28ヘクタールを含むJR稲沢駅の東側約63.3ヘクタールで、立地条件を生かした基盤整備が進み、尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業と下津陸田土地区画整理事業において取り組んでいます。

熊本市では、九州各県からの来訪者も多く、飲食や宿泊などさまざまな波及効果が見込める国の熊本地方第1合同庁舎を移転、建てかえを進めております。この新しい合同庁舎は約2,000人が勤務する予定で、熊本駅周辺整備の核施設の一つとして位置づけています。

以上のことから、東北大震災がなければ弥富市の先輩方が成功に導いた平島地区の開発や蟹江町のJR駅前の開発等の成功例から、土地区画整理やまちづくりについて市民との協働

による仕方やプロセスを見習い、近鉄弥富駅西から弥富北中の南側の市街化調整区域を利用し、現庁舎周辺と弥富駅前周辺整備を一体で考え、現庁舎の中心部を広げるよう再配置、再開発に取り組むべきであったと思います。今後に生かしてください。

次の課題に移ります。

多様化した社会問題を包括的解決へと導くためには、21世紀は環境の世紀であると言われています。これは言うまでもなく、地球環境問題の深刻化や地域における生活型の公害問題等を背景に、世界、国、地域のあらゆる主体が環境問題の解決に向けて具体的な行動を起こす時代にしなければ、やがて人類そのものの存立が脅かされるという認識のもとに呼ばれている言葉です。このような中で、地方自治体はその地域に生活する人々に対して、具体的な環境改善に向けてどのような行動を起こすべきかについて、住民との協働作業を通じて示していく必要があります。

最近、環境白書では地域環境力という概念が大きく取り上げられました。地域環境力とは、住民や事業者、行政などの主体が連携し、自分たちの地域にある資源を把握、活用し、望ましい目標を共有しながら取り組んでいくという地域の意識、能力のことを指します。この地域環境力があって初めて地域全体として環境保全の取り組みを効果的に進めていくことが可能となります。

そこで、安倍首相も言っているんですが、今、日本はいずれ世界の国々が直面することとなる少子・高齢化、資源、エネルギー問題に真っ先に取り組まざるを得ない課題先進国の立場に置かれています。これは、世界に先駆けて課題を解決することができれば、新たな成長分野で一躍世界のトップに躍り出るチャンスを前にしているということでもありと日本再興戦略で説いています。この方針に従って、弥富市でもたくさんのビジネスモデルを構築、ビジネスチャンスの創出のお手伝いができればと思い、質問をさせていただきます。

1. 多様化した社会問題を包括的に解決しておるならば、どの問題とどの問題をどのようにして同時解決、改善していますか、説明ください。

新たな市場の開放、ビジネスモデルの構築、社会改革を目指す社会的企業の誘致、社会企業家の育成と弥富市ではどんな施策を考えていますか、説明ください。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 1番目として、行政運営におきまして、複雑多様化した問題が数多く発生し、その対応に苦慮しているところであります。議員のおっしゃられる包括的解決策として、近年、ソリューションと言われる、あらゆる方面、方向からの課題の洗い出しによる解決手法として注目されております。

このような中、本市においても、複雑多様化した問題解決のために、一担当部門だけではなく、他の部門とも共同で問題解決に当たっていくよう努力しております。今後も、縦割り

行政ではなく、横との連携を深めて課題解決を進めてまいります。

また、多様化する市民ニーズに適切に対処するためには、市民の参画と協働がこれまで以上に重要になるものと考えております。市民と行政の協働のまちづくりの推進を図るため、審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、政策形成過程から市民の参画、協働に努めているところであります。今後もさまざまな行政課題に対処するに当たっては、市民目線での市民とともに問題を解決する姿勢に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、新たなビジネスモデルの件でございますが、近年、福祉や環境、教育などさまざまな社会問題について、民間の収益事業として解決策を提供するソーシャルビジネスというものが、ビジネスの先進国である米国で活動が行われています。我が国においても、若者を中心に社会企業家と呼ばれるその担い手がふえてきています。

本市において、これからは行政だけの力では解決できない課題に取り組む社会企業は必要なものであると考えていますが、このような社会企業の育成、誘致など、支援につきましては、国や他の自治体の動向や施策も注視しながら調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ありがとうございます。

多様化した社会問題を包括的に解決し、公共サービスを効率的に運営するためには、このような社会的企業、社会企業家を育てることが鍵になります。

社会的企業とは、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体のことであり、例えば建設会社ですと、地域密着型ライフサイクルサポートを事業理念にするとか、お客様に企画、設計、施工、メンテナンス、更新という建設のライフサイクルを通じ、まちづくり、地域社会の発展に貢献するとなり、このような形で行政の役割の一部を民間企業に担ってもらい、そのかわりに企業は販路を広げやすくなります。

社会企業家とは、社会変革の担い手として社会の課題を事業により解決する人のことを言います。行政は、このような社会問題を認識し、社会変革を起こすためにベンチャー企業を創造、組織化、経営する社会企業家や社会的企業へ市場の開放や外部委託等による支援をすれば、行政の役割を自動的に肩代わりしていくことができます。

では、社会問題の一つである農業問題についてお聞きします。

人・農地プランでは、農業の6次産業化、農地集約化を進めようとしております。弥富市ではどのような問題があり、どのようにその問題解決、改善に向けた施策を実行していますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） では、お答えさせていただきます。

人・農地プランに位置づけております6次産業化、農地の集約化についてでございますけれども、弥富市におきましては、平成24年度に人・農地プランを作成いたしました。このプランでございますけれども、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、人と農地の問題を解決し、地域に活力ある農業を見出すためのプランでございます。本市が作成したプランの中にも農地の流動化、6次産業化の推進についても位置づけております。

また、このプランの実現のため、さまざまな施策がございます。農地の集約に協力する農地の出し手に対しまして、農地集積協力金、新規就農者への青年就農給付金、新規就農を目指す研修生を受け入れする農業法人等に対する助成金、農地利用集積円滑化事業により面的集積した地域の中心経営体に規模拡大交付金などの支援がございます。

農地の集積が進まないと言われておりますけれども、その理由といたしましては、後継者不足や入り作の問題、納税猶予の適用を受けている、小区画の農地が多いなどといったことが考えられております。このための対策といたしまして、国では狭い農地や耕作放棄地を所有者から借り受けて、農業に参入した企業や経営拡大意欲のある農家に貸し出すといった農地中間管理機構を各都道府県に設置するということが検討されております。これにつきまして、詳細についてはまだ通知されておられませんので、市といたしましては、今後の情報収集に努めたいと考えております。

また、6次産業化についてでございますけれども、先日閣議決定されました政府の新成長戦略で、6次産業の市場規模を現在の1兆円から2020年には10兆円に拡大すると示されたところでございます。

そんな中、弥富市の人・農地プランの中では、現在3軒の農家が位置づけられておりますが、市といたしましては、今後取り組み農家の拡大に向けて、県やJAなど関係機関と協力し、事業の推進に努めたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） わかりました。

4番目、丸紅による木曾岬干拓ソーラー発電事業、総面積78ヘクタール、総事業費約160億円、年間予想発電量5,334万キロワット時、一般家庭約1万4,500世帯分の年間消費電力量、売電単価がもし42円であれば、予想売電料は22億4,028万円なんですが、公表では20億ぐらいだということを言っております。この事業において、弥富市の収入としての借地料、法人税、固定資産税はどのくらいになりますか。また、もし弥富市内でこの事業をし、この発電会社が弥富市内に本社を置いた場合、法人税、固定資産税はどのくらいになりますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 川瀬議員にお答えをいたします。

丸紅による木曾岬干拓ソーラー発電事業において、弥富市の収入といたしましての借地料、法人税、固定資産税はどのくらいになりますかとの御質問でございますが、木曾岬干拓地につきましては、愛知県、三重県と丸紅との間で借地料が発生いたしますが、弥富市との間では発生いたしません。固定資産税のうち土地につきましては、国有資産等所在市町村交付金という交付金で交付されます。交付額につきましては、木曾岬干拓地内の路線価格が決定されておりませんので、確かな金額ではございませんが、鍋田干拓地内の価格を参考に積算いたしますと約1,550万円という金額になります。両県にまたがることから配分が生じますので、面積配分をいたしますと約5分の1と考えれば交付額は約310万円となりますが、これは弥富市が積算をすることではありませぬので、あくまでも仮の数字ということですのでよろしくお願いをいたします。

また、再生可能エネルギー、発電設備の償却資産分につきましては、償却資産により弥富市として配分があれば、地方税法第389条によりまして愛知県から通知がございます。その後、丸紅さんのほうに請求をさせていただくこととなりますが、これも仮に償却資産の価格が160億円といたし、償却年数を20年といたしますと、金額につきましては約1,400万円となります。これは、配分を12分の1ということで考えますと、交付額は約120万円となります。まことに申しわけございません、この数字につきましても、あくまでも仮の金額ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、法人市民税につきましては、御質問のほうは法人税ということでありませぬけど、私どもの税金につきましては法人市民税になりますので、法人市民税につきましては木曾岬干拓地内はいろいろ制約があり、事務所・事業所を設置することはできなかと考えておりまして、現在のところ課税することはありませぬので、よろしく御理解をお願いいたします。仮に、弥富市に事務所・事業所を設置することになったとしても、法人市民税の法人税割額につきましては、国の法人税額から法人税割額を積算することになります。

また、従業員数によって均等割額が決まりますので、額につきましては申告があつてからのこととなりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について、農地転用許可制度上の取り扱いについての対応は、24農振第2657号で農地が太陽光発電にできるようになりました。

そこで、弥富市で市街化調整区域3,806ヘクタールで、仮に10%を営農しながらソーラー発電事業を行った場合、土地所有者の借地料、弥富市の法人税、固定資産税はどのくらいになりますか、説明ください。

今、木曾岬干拓のことで私が積算しますと、本当は調べれば県から出てくるとは思うんで

すが、大体160億掛ける0.732掛ける0.014、もし弥富市に木曾岬干拓と同じように発電所ができた場合は、償却の法人税は1億6,000万ぐらい入ってきます。事業用としては、売電が160億に対して20億ぐらいの売り上げがあるものですから、大体利回り13%の事業になります。

そこで、弥富市が市街地調整区域の3,806ヘクタールが10%営農したならと計算すると、固定資産税は780億掛ける0.732、779億掛ける0.732掛ける0.014、7億9,831万円の半分として大体年間3億ぐらい税収が見込めます。

そこで、時間が長くなるといかんもんですから、例として国内外でメガソーラー発電所を開発する日本アジアグループは瀬戸内海に面した500ヘクタールの広大な塩田跡地に日本では圧倒的な230メガワットの巨大なメガソーラーが計画されています。総事業費は550億から820億円、金融、プラント、電力、IT、都市開発といった各分野の有力企業が集まり、再生可能エネルギーによる地域の再開発プロジェクトにさまざまな英知を駆使して取り組んでいます。巨額を要するプロジェクトでは、事業の破綻が心配されますが、資金調達は証券化の手法をとり、安全・安全なサステナブルなまちづくりの計画が進められています。さらに環境への配慮から基本計画の中では、太陽光パネルを設置するエリアも限定し、自然環境に恵まれた瀬戸内海に面した場所に建設するため、異例とも言えるほどの環境保全対策を実施しています。

それでは、次世代エネルギー社会システムによるスマートコミュニティについての対応はどのように考えていますか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

もう時間がないから簡潔に。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えいたします。

次世代エネルギー社会システムとしてのスマートコミュニティについてということですが、スマートコミュニティ、エネルギーの供給側と需要側、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげて、地域でエネルギーを有効活用する次世代送配電網と呼ばれるスマートグリッド、次世代の社会システム。これらを基盤とするまちづくりをスマートコミュニティ、環境配慮型の都市であるというふうに考えております。

国では、国内の4つの地域において実証事業を展開し、スマートコミュニティを構成する情報通信技術や蓄電池等の技術の確立、ビジネスベースで回るモデルの確立を目指しております。この4つの地域の中には、この地域であります愛知県豊田市が実証事業を実施しております。経過及び近隣市町村の取り組み等の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 国の政策である日本再興戦略では、農業について農地中間管理機構を整備活用し、農地集約を加速化した上でリース方式による企業を含めた多様な担い手の農業参入を促進する。また、官が担ってきた社会資本整備にコンセッション方式等によるPPP、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営すること、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれます。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは公共施工等の設計、維持管理及び運営に民間の資産とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考えです。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員、まとめてください。

○2番（川瀬知之君） わかりました。

このように民間の活力を最大限に引き出すことを目指して新陳代謝とベンチャーの加速、規則・制度改革と産業の解放を断行することでグローバル競争に勝ち続ける製造業の復活、付加価値の高いサービス業の創出を図るとしております。弥富市も積極的にその補助事業を取り入れ、市の経済の活性化につながる事業を構築するようお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いをいたします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、3点ほど通告により質問をしていきたいと思っています。

先ほど川瀬議員、大変高度ないろんな議論の経過がありました。私は全く庶民的かもしれませんが、でもやはり行政というのは市民の税金を預かって、それを市民が安心して安全に、そして危機管理をどうしていくかと、こういうことが行政のあり方だと思っています。

そんな状況の中で、行政運営の一課題でありますけれども、この行政を運営するに当たって、幾つかの組織が市の中に設立、また運営がされています。そんな状況の中で、きのうだったか、那須議員も、どんな形の委員会ですかという質問がありました。私どもは、やはり行政がこの町や村から、さらには市になる場合においては、行政運営のあり方そのものにもいろんな形で変わってきていると思っています。市民のニーズに合った市税、行政がやはり求められる。そのためには、議会なり行政、しっかりと市民に伝えていくということが求められるだろうと思っています。

そんな状況の中で、まずはこの組織のあり方といいますか節度、どういう組織をどんな形で、例えば協議会だとか、推進委員会、運営協議会があります。その形の中で、とりわけこうであるという組織づくりではないかもしれませんが、私は3点ほど市側の考え方があろうかと思っていますが、一度その内容について、御説明を願えたらと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 行政の組織のあり方、委員会等々についての答弁をさせていただきます。

本市には各種の審議会、協議会、運営委員会など、行政における新たな政策課題等の対処に際し、外部の専門的な知識や経験等を活用する、利害関係者の参加による公正かつ適正、妥当な結論を導く、及び市民の参加により広く民意を反映するという機能がございまして、行政の機能を補完するものとして大きな役割を担っていただいております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） いや、私は、今、包括的というか、そのように答弁がありました、行政の顔の見える充て職が一つあるような気がします。

2つ目には、積極的な参加のために公募、そして声なき声の住民、サイレントマジョリティーという考え方、これが組織のあり方だろうと思っています。まあ、私のこれは考え方で

す。

総務課長がおっしゃったように、経験者、あわせて学識経験者、多くの皆さん方の意見を取り入れていくときに、要は市民の皆さん方からの声なき声といいますか、いろんな形で、どうしてこの市の中でこの委員会が運営されているのかという意見もありました。

私は私なりに、少し多くある組織を検討してみました。そうしましたら、これは、きょうまでのことはきょうだというふうに私も理解しています。市民も皆さんもそうだろうというふうに言っていますが、いわゆる最初に申し上げました行政から見た顔の見える人、この人が物すごく数が多い。同じ人たちが幾つかの組織の中選ばれているということが一つあります、これ。やはりもう少しこの辺において、一体どうなのかなあという。

もう1つは、学識経験者という人たち、特に農業関係を見ますと、はっきり言って発言のない人、何々委員会何々委員という、失礼な言い方かもしれませんが、その人たち、学識経験者。

今これだけ、半田農政課長も農業施策の中で幾つかのお話をいただきました。本当に農家の皆さんが、この施策を知っている人がいるでしょうか。

〔「おらん」の声あり〕

○17番（伊藤正信君） 今、声なき声、おらんという話がありました。事実だと私も思っています。ですから、やはりいろんな農業委員会も女性を登用したり、いろんな形でされてい

ます。しかし、組織の運営というのは、組織が議論をしたことを大筋、市民の皆さんに御理解をいただく方法と中身を知っていただくことじゃないですか。議論をすることじゃないんですか。

あるとき私も議長をやらせていただいております、こんなことを言ってなんですけれども、農業の問題で出席をしました。法案が3月に出て、4月から実施だと、翌年の。それを2月になってから、この問題はどうかと言われる。これは一つの批判的なことかもしれませんが、しかしやっぱりいい施策、いいものを実行させていく、していく。お互いに共有、協働をしていこうと思えば、そのことを伝えていく期間が必要じゃないですか。私は、このことを一つは、今、市民の声の中からも重要な課題じゃないのかなあと。

もう1つは、失礼ですけれども、補助金を出している団体で、まさに役員が見えるか見えないような組織がありますよね。これも少し打ち合わせの中、今回、特に原稿を打ち合わせするとき。プライバシーの問題等もあります。しかし、率直に言って補助金を出している以上、行政としてしかるべき措置、しかるべき指導という部分についての判断というものも、市民の声があるということも御理解いただきたい。ということで、私は行政運営において、公正で公平な立場を通して、お互いの議論を市民のものにしていくために、今回この問題はどうかということをお願いしておるんです。

それで、私も経験があります。農業推進協議会の関係でもそうなんですよね。議長は正・副議長の中で正なんですわ。市長も御存じですが、それを審議する前に判断を市長が諮問をして、議長が正・副で判断をし、委員会にかけた。委員会にかけたら、今度はそれが反対になったと。後で反対になった。これ組織じゃないですわ。それは、少なくとも手続上の確認をしながら判断をし、それぞれ議会へかけていくわけですよ。そうすると、委員会等で出たときに何が出てくるか。確かに、地元住民の皆さんの意見等における指導性というものは、あるべき主体性を持った行政の指導と同時に、附帯事項であつたら、あつたように改善を求めていく、そういう組織がお互いが認識できるものじゃないのですか。それがいつの間にかわからなくなっちゃったと。こういうことのあるようなことは、やはり私は改めるべきだと。そういうのは、行政運営のしかるべきことの中で確かなまちづくり、確かな市政をつくっていく。このことを私は思い、市民の皆さん方の意見を少しきつく申し上げますが、この私の考え方について、市側の今後の対応についてお聞かせをください。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤正信議員にお答え申し上げます。

いろんな審議会、あるいは協議会、政策委員会等々があるわけでございますけれども、私どもとしては、その人員構成の中にはいわゆる条例、もしくは要綱、要領という形の中で定められている充て職的などところもございます。そういうような状況の中においては、例えば

何々団体のという形の中で御案内を申し上げるわけですが、決して会長であるとか、あるいは副会長であるとかいうことを具体的にお願いしているわけではございません。

例えばそれが民生・児童委員という形の中においては、多くの役員の方がお見えになるわけですが、その中で御検討いただければいいわけですが、従来は慣習的に会長であるとか、そういった形の方がお越しいただくということですが、

この辺のところにつきまして、一つは徹底さがなかったかなあというふうにも思っております。そういった形の中では、一度またそれぞれのところの団体へ御案内をさせていただきたいなあというふうにも思っているわけですが、

また、行政のほうから顔が見えるということに対して、いいお言葉をいただきました。そういう状況の中で、私どもとしては、私、以前は公募という状況の中で調べましたけれども、ほとんどございませんでした。ほとんどございませんでした。そういった形の中では、ある意味では私が担当させていただいてから、この公募という制度を市民の代表という形の中でお願いをしているわけですが、そのときに、もっと多数の方が御応募いただければというふうには思うわけですが、枠は2名、3名というような状況の中において、ほぼ同数的な応募しかございませんでした。そういった形のものをどう改善していくかということが、一つは課題かなあというふうにも思っております。

また、協働の精神という形で、協働のまちづくりという形の中でお話をさせていただいておるわけですが、そうした形の中で多くの市民の皆様が、それぞれの分野で御活躍をいただいているということが、私たちがまだ把握し切れていないというようなこともございます。そうした形の中において、やはり職員が幅広く自分たちのネットワークを広げて、こういったことにたけている人がたくさんお見えになるということ、もっと私たちはいろんなツールで調べながら理解をしていかなきゃならないというふうにも思っております。

そうしたところで、今回いい御意見をいただきまして、我々がさらに改善をしていきたいというふうにも思っております。

○議長（佐藤高君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私は声という形で発言をさせていただきました。今、今日までの行政運営においての皆さん方の御協力は御協力として、市政運営については、議会も私自身も理解はしなきゃならないし、しかしやはり発展をしていく市政としての考え方、今、市長が御答弁いただきましたが、その状況の中を今後一層鮮明にさせていただきながら御指導いただきたいことを申し上げて、次の私の課題を伺います。

今後の防災・減災の関係であります。

防災・減災は大きくの議員から質問がありまして、それぞれ内閣府の今回の東海地震、南海地震等の予測問題等ありました。しかし、やはり今まで私どもも弥富市の中で激震地指定

を受けながら、いろんな形でその取り組みは行政として精いっぱいそれぞれ歩いてこられたというふうに理解し、自主防災も50の団体もできてきている状況だとは認識しています。

しかし、私は今回一番肝心なことが一つあるんじゃないかなあという気がしてなりません。今回、失礼けれども、防災のほうからは何も私の質問に対して御質問はなかった。で、改めて私の原稿に対しては、即答がしていただけるのかなあと思っていますことを冒頭申し上げながら、私は申し上げたいと思います。

1つは、やはり行政の立場、国の立場、県、それぞれの立場からの今日までの防災関係、減災関係があったと思います。しかし、私たちが今本当に自主防災の中で防災訓練をするとき、市民の中から、どこへ逃げたらいいのかという声がいまだに聞こえるんですよ。津波があったらどうするの、地震があったらどうするのという。

今まで私たちは、行政の中でもいろんな行政の立場のそれぞれの対応はあった。しかしながら、みずからがみずからの命を守ってほしいと言われたが、みずからの命を守るのには、おぎゃあと生まれた子供から100歳になる人まで、人生経験が幾つかあるわけだ。みずからの命をどう守るのか。

私は、伊勢湾台風の経験をしています。本当に。じゃあ、弥富市の中で、今、伊勢湾台風をこの行政執行者の中に何人あるか。失礼けれども。そのとき私たちが言われたことは、私は覚えています。過去の水難に、30センチ我が家の家を上げれば、一旦水がつくけど、水からは何とかなつたよという話。もう1つは、家の裏の大きな松の木にひっかかったわという話。もう1つは、水が来たときにどうしたかといったら、玄関へ出たら、前の戸が開く開かんうちに押し流された。これは鍋田地域の皆さんの話なんですよ、実際。本当に。そうしたときに、そういう経験などを語り合う場所があったでしょうか。それは、語り部などでいろんな形のお話があります。私も、前に液状化のときにお話し申し上げたことがあります。五之三地域に、いわゆる湧き水のあるところに液状化があると。だから、そこは行かないほうがいいよ、こんなことを申し上げたことがある。

私は、この防災の関係でどう取り組んでいただくかということは、今までの行政のそれぞれの自治防災組織のつくり方と同時に、みずからの命をどう守るかということの中で、今、経験を学校で、地域で、防災訓練のときの中で語り合う、経験者と語り合ってみずからをどう守るかということを進めるべきではないかということを含んで、私自身は今回質問に立ったんです。だから、私が申し上げたいことは、もう方向性の内容は申し上げました。どうしていただけるか、御答弁願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

今回発表されました南海トラフの巨大地震の最終報告では、公助の限界と自助・共助の重

要性が報告されております。

その中で、議員御指摘のとおり、先人の知恵や過去の経験を学ぶことは極めて重要なことであり、避難場所や安全な地形などは大変参考になることと理解しております。

今年度の愛知県の地域防災計画の修正においても、過去の災害教訓を伝承として、県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝授するよう、その重要性について啓発を行うこと記載されております。

今回発表されました地震の想定につきましては、記録に残っていないような強い強烈なものを想定しております。市としましても、十分ではございませんけれども、津波・高潮緊急避難場所の指定など、避難先の確保に努めております。

その中で、前年の話になりますけれども、国のモデル事業ということの中で、6つの字ではございましたけれども、津波に対する避難訓練といったものをさせていただいております。これによって、その地域の方につきましては、どこへ逃げようかといったようなことも考えていただいております。こういった動きを、また今後も広めていくことが必要だと思っております。

また、みずからつくるプログラムという形の中で、これは市のほうで主体的にやっているのではございませんけれども、県の河川課のほうでやっておりますけれども、そういったところで、実際に避難する場合に、水没する等の恐れがある低いところというものを選んで、そこを避けながら、いかにして避難所まで逃げるかといったような地図の作成ということも行われております。

いずれにいたしましても防災・減災につきましては、科学に基づく準備、これは当然でございますけれども、やはり過去の経験と融合しながら進めていくというのは必要なことだと思っております。今後ともそういったことも含めながら、防災対策を考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 失礼ですけれども、内閣府のそれぞれの指導要綱、それぞれの対応の仕方というのは、新聞などで私ども知っているわけですよ。失礼だが、私が申し上げておるのは、自主防災組織の中で自主防災計画を立てながら地域でやっているわけですよ。月に1回なり2回、あるところは、2カ月に1回として、対応が。そういうところの地域性の中で、市も、課長、申しわけありませんけれども、あなたもお忙しいでしょう。月曜日に休んでもそういう日曜日、土曜日にやるときには出て、中心になって、リーダーになって、そのトークを、やっぱり計画的にどうあるかということ年間つくるべきですよ。今、それが自立と自主と自分で守っていく経験をつくっていくことやろうと思う、失礼やけど。そのことによって、幾つかの生命、財産が守られるんじゃないですか。私たちは、今それぞれの

行政の指導だとか設備、それらについて協議をしてきておるんです。しかも、私が今回一番、特に防災で感じて、皆さんから話を聞いておる。私も悪いですよ、それは。きちっと言わなきゃならんと。私は私の近くでそんなことを言ってなんですけれども、例えば言いました。名鉄電車の線路に綱つけて自分を縛っておれば流れないよと。線路が必ず続いておるんだから。例えばそれは命を守る方法。だけど、家の食料が1日か2日もったって、まず水がいたらだめなんだよね。だけど、北のほうの地域だったら、伊勢湾台風のときは翌日水が来たんですよ、伊勢湾台風のとくに。そうしたら、1食や2食持っておらなくたって、ああいう大きな津波でも北のほうはそれでよかった。じゃあ、なぜかという、近鉄、国鉄があって、1号線があったから水が来なんだ。だけど、鍋田の干拓の人たちは、あつという間に表へ出たら裏におったという。松の木につかまっておった。堤防につかまっておったと。こんな話は、経験した人じゃないと、子供さんたちはわからんでしょう、まず。だから、そういうことを一遍総合的にシナリオをつくって、地域別に。私は、きょう御回答をいただいて、市民と議会も行政も共有ができるのかなあという立場で質問しております。ですから、課長、私の質問、答弁を求めたことについて、きついならきついであれですが、私はそんなような計画を立てながら、今こそ防災に対して、減災に対して対応すべきでないのかと。そして減災、液状化なんかでもそうでしょう。市長も浦安へ、私もお邪魔しました。実際にどういうところが液状化にならないかといえば、基礎のしっかりした学校だとか、保育園だとか、そういうところは液状化があったとしても崩れていないじゃないですか。道路は、液状化によっていくが、1号線、県道、国道は基礎がしっかりしているからなっていない。そうすると、避難道路などについても、地域の人たちが聞くんですよ。この田んぼの中の道路でいいんですかと。そんなことを含みながら、語り合っただけこそ命がある。私は、そのことをきっちりときょうお約束していただきたいなあと思っています。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私は、先月の職員の全体的な朝礼で今話をさせていただきました。もっと職員がそれぞれの自治会のいわゆる自主防災組織の避難訓練等に出ないとだめだということをお話をさせていただきました。何かと忙しいことはよくわかる。しかしながら、それぞれの課のほうで面談表をつくってでもいいから、みんなが体験をしながら、いわゆる自治体と一体となった行政の仕事をしていかなきゃならないということを強く思っているところでございます。

今、多くの自治体の中では、防災訓練で土のうをつくったり、あるいは基本的な訓練の知識を得たりという形の中で、いざというときに職員がリーダーシップを発揮していかなきゃならない、そういう状況のときは絶対ある。そういうことの中において、もっと自治会の中で行われる、自主防災組織の中で行われる、いわゆる避難訓練とか、さまざま防災・減災に

対する、みんなと一緒にやっ払いこうということを職員のほうから求めていかないとだめだという話をさせていただきました。また、もう一度しっかりとしたフォーメーション等が必要かと思っておりますので、今、伊藤議員のほうからさまざまな所見についてお話を伺いました。体験にまさるものはないだろうというふうにも思っておりますので、今後の課題にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清水君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、力強く今後の対応の仕方について御答弁ありました。ひとつ実行のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目に、私は、道路の維持と改善の管理について質問をしたいと思ひます。

狭隘道路の問題だとか、道路のあり方などについて、いろいろな角度から多くの議論が議員の人から出ています。

私は、道路というものの定義について、土木課長さん、一度お伺ひしたいんですが。道路。

○議長（佐藤高清水君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 伊藤議員の御質問にお答をさせていただきます。

まず道路の定義でございますが、道路につきましては、一般の皆様方が通っていただけるように安全に管理して、道路管理として十分やっ払いいくものと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清水君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 簡単に道路法第1条を解釈すればそうかもしれません。

安心・安全、特に市長も道路については、減災、そして防災、これも大きな課題だというお話をいただいております。

道路法ができて、昭和27年ですか、それ以降からずっと道路法の目的は変わっていないと思ひています。しかし、この道路自身が、やはり社会資本の中の大きな役割をしているということなんですよね、大きく言ひますと。その中に弥富市が道路として歴史的に大きく変化をしてきている。それは、市の発展と同時に、幹線道路の発展と同時に、いわゆる市道そのものに対する役割も大きな変化をしているんじゃないかなあと思ひています。

それで、私は、時間の都合もありますので、それぞれ二、三点の例を申し上げて、対応の仕方、市道の管理の仕方について質問をしたいと思ひます。

とりわけこの155号線バイパスができました。東名阪とのつなぎの道路で、前にも横井議員からも道路拡幅と安全問題が出ていました。私も関心を持てていましたが、その道路について、過日ちょっと眺めておりました。全く大きなトレーラー、牽引車が走っています。そして、道路の標識は傾いています。斜めになっています。使えるかどうか知りません。そうしたときに、住民のある人から話がありました。家が揺るが、何とかありませんかと、

こういう質問がありました。さて、この住民の方に、どう市は管理者としてお答えになるでしょうか。ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） お答えをします。

広域的な幹線道路につきましては、議員おっしゃるとおり、大型トレーラー等が走る。それに準じまして、振動等も生じるというような状況が生じております。皆さんに安心して安全、または快適な生活を過ごしていただくためにも、まずそういうようなところは調査をさせていただきまして、その対応を今後考えていく、そんなようなことで詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、道路の定義からいきますと、例えばこれは道路法にきちっと書いてあるんですよね。そういう道路は通ってはいかんですよ、大型車は。住民の環境を守り、道路を守るために道路法が設定されておるんですよ、道路法というやつは。1条から106条まで。それは知ってみえると思う。課長なんかは六法全書を持っておったんだから。

だからということじゃないんです。今そういう急激な変化をしてきておるんだから、住民の方が、例えば揺れているがどうしていただけますかと言ったら、大きい自動車を通りますから仕方ありませんと、この答弁では成り立たんのですよ、道路管理者は。いいですか。私はそう申し上げておりませんが、その人に。

ということは、道路は車が通るべき道路であるのかどうかは、管理者が確認をすること。改善をすること。道路標識、側溝そのものは道路の一環です。道路法による道路。だとするならば、多くの市町では通行制限をやっているんですよ。時間制限をやっているんですよ。ですから、例えば大型車がどうしても必要な引っ越しがあったり、地域の皆さんが必要があったり、観光バスを入れるときには、警察の許可を得て、その時間帯は通ることができる。そういう細部にわたるところの指導が求められる道路が幾つか今市内にできてきました。それは、幹線道路ができることによって、幹線道路は30トンでも20トン以上でも通れる道路設計になっておるんですよ。農道や市道はそういう形ではない部分があるんですよ。それはそのように道路法に定めがある。ですから、今、土木課長は過日も原稿のときに言われました。今後努力しますと言われた。だけど、本当に今市民の皆さんに伝えていただくことは、行政の道路管理者として地域の問題点をきちっと把握をしながら、例えばそこは大型車が通ってまずいなあと思ったり、例えば流通の企業を誘致されたときには、展開をする県道や国道に対して、道路改善を例えば求めてあげないと、私は過日、はっきり言ってかおるヶ丘の横のサークルKか何か知らんところで、大型のいわゆる牽引車がだあつと信号機のところで回れんから、中を回っていつている。だから、交差点を横切って、中で回ったり何かしたら、交

通事故がふえるんですよ。それから、例えばイオンタウンでもそうですわ。あそこに流通センターが幾つかできました。そうしたら、そこへ入る車は1日何千台かもしれないくらい多いですね、今、見ておると。何千台かもわからん、何百台かもしれない。しかし、その車がいわゆる細い道路をくるくる回り出した。だとするなら、企業に対して、そこはやっぱり遠慮してほしいと。8時までは子供さんが、通学隊が、弥生小学校があるんだから、そういう企業への例えば確認事項だとか、道路管理者としてなすべき安全問題を考慮すべきことが道路管理者じゃないですか。だから、そこが一例です。

もう1つは、あるところで都市開発をしてきた。そうしましたら、側溝、いわゆる下排水を流しておる。都市下水ができない。いわゆる合併浄化槽からの水が流せないようになったら、新しいところの家の人は側溝を上げた。この側溝を上げる権限を与えるのは道路管理者ですか。もとの設計変更などを含みながら道路管理者がなすべきことは一体、そういうことに対して、1人、1軒だけの話じゃないわけですよ、側溝が冠水をしている場合は。だとするなら、地域の生活環境を守るために、道路は生活を支える道路なんでしょう。支える道路が支えられなくなったら、行政として対応はしていただかなきゃいかんわけでしょう。そんなことを含みながら、いわゆる地域におけるところの工事変更などにおける問題の課題は、受けとめ方をしていただけると思うんですが。

もう1つついでに申し上げておきますけれども、加稲地域であの大きな、いわゆるリフトを使ったような大きなローラーなんか走っていますね。そうすると道路が、例えばそこへ入っていくことによって、舗装が市道としてしてあるから、何遍も剥がれています。そうしますと、それは余り早い機会に道路舗装の補修をしなければならぬのであったら、いわゆる抜本的な道路設計を、大型車の通れるものを考えなきゃならぬのじゃないですか。私が見ていても、補修、補修が余りにも近すぎます。ですから、経費を無駄にしないことと安全に通行させること、そういう車に対しての速度だとか制限、生活の環境を守るために、そういうところは調査をしていただけるとのことですから、改めて私も申し上げることにして期待をします。もう1点、道路の工事。これも申し上げてきました。道路を土地改良さんがめくって、そのままになっちゃっておる。それで、道路のいわゆる完成検査、例えば指示、この辺の範疇というのはどの程度をいいますか、道路管理者の責任。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

いずれにいたしましても、安心して毎日の生活を送っていただくというのが、住民の皆様にもそういう生活を送っていただくのが私たちの大きな役割だろうというふうに思っております。

多くの区長さん、あるいは区長補助員さんから危険な箇所であるとか、あるいは振動云々

というような問題について、あるいは大型車の通行規制ができないかというようなことについては、その都度、御案内をいただきます。また、そういった箇所につきまして、伊藤議員のほうから具体的なお示しをいただければ、我々としてはそちらのほうへ向かい、時間的な調査をしながら、警察との連携をとっていきたいというふうに思っておりますので、また具体的にお願いをしたいというふうに思っております。

側溝等の冠水につきましては、これは基本的にそういう基礎が変わってきているというか、壊れているというふうに思っておりますので、これは直していかなくちゃならないというふうにも思っております。

それから、剥がれ等の問題につきましては、これも相当な道路の材質と、いわゆる車の台数とのバランスが崩れているというような状況だろうというふうに思っております。

実は、取ってつけたようなことで聞こえるかもしれませんが、私、来月、千葉県浦安へ参ります。松崎市長と復旧後の液状化の道路について、どのような形で直されたのかということについて、松崎市長とその辺のところを勉強してきたいというふうにちょうど思っていたところでございます。

そういった形の中で、防災・減災という状況も踏まえて、私たちは道路ということに対しては考えていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。剥がれるようなところについては、基本的な設計を変えていかなくちゃならない、材質を変えていかなくちゃならないというふうに思っております。それほど頻繁にやっておると、そのほうがかえってコスト高になるというようなことにもなりかねないと思っておりますので、またその辺の箇所につきましても教えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、御答弁をされました。私は、たまたまけさ、いろんな資料を見て、私ごとですけれども、平成12年に議員になったときに、道路問題の質問をしました。そのときにも市長がおっしゃったように、ごめんなさいね、市長。おわびするわけじゃないですけれども、区長を通してという答弁をいただいておりますわ、実際。だけど、道路は区長さんの御理解をいただきながら申請をしていくことなんですけど、生命、財産にかかわる通常の市民の立場からすると、即対応をしなければいけない課題も幾つかありますね。ですから、私は区長だとか地域の役員の方を否定するわけじゃありません。ですから、これは広く市民の皆さんから、道路管理者の役割ということについての受けとめ方だけはしっかりしておいていただかないといけないと思いますよ。どんな変化があるかわかりませんから。雨が降った明るく日でも穴があく場合もある。区長さんの目が届かない場合もありますからね。

私たち議員も、時々私自身もこんなに話をしているのかなあと、区長、区長補助をどうさ

れると思うことがある。だけれども、基本的な考え方だけは一致できるかどうかということですね。突発的に発生することと、いわゆる拡幅・拡大、新設ですね。通常的な行政の予算化をされる場合、応急処置をされる場合、この辺の部分的なことについての答弁、ちょっとしていただけないですか。誰でもということじゃないですが。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

市民の皆様方から御連絡をいただきました軽微な修繕や緊急的な修繕でございますが、これにつきましては、できる限り早く対応をできるように心がけているところでございます。私どもも道路パトロールは毎日やっているところではございますが、なかなか目が行き届かないところも十分ございます。そんなような関係で、市民の皆様、また議員の皆様から御連絡等いただければ、現地のほうを確認して、できるだけ早く対応してまいりたいとは考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤正信議員。

○17番（伊藤正信君） 私、質問の最後になりますけれども、先ほど申しあげました道路の保守管理、工事関係、やっぱり失礼やけど、土地改良さんに任すような市道ではいけませんので、工事完了、例えば工事を起こすとき、これはやっぱり現地確認をしながら対応してください。そんなことがあったことをきちっと申し上げておきたいと思います。

私どもの地域として、やっぱりその食い違いは、普通、道路法に定めもある、道路法だけの定めじゃない。生活を守っていく市民との市側のいわゆる対応になりますから、間違いがあつてはいかんとしますので、その点はよろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、道路、例えば水道管の埋めかえというか、いわゆるその更新事業であるとか、あるいは今さまざま公共下水道事業等々もやっておりまして、もとの配管を埋設しているというような状況がございます。そして、また埋め戻しをするわけでございますけれども、ある一定の期間を置かないと、土そのものが安定してこないというようなことがございます。それぞれの地域でそういうような、ある意味で極力段差がないようにという形で指示をしているわけでございますけれども、一定の期間を置かせていただかないと、その上から張っても、また下がってしまうというような状況がございますので、一定の期間、大変市民の皆様方には御迷惑をかけるというような状況がございますけれども、必ずそれはきちっと整地をしていくということで御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（伊藤正信君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時55分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従いまして2点質問させていただきます。

初めに、南海トラフ巨大地震、津波災害の備えについて。

初めに、弥富市南部地区防災センター及び市内の避難所に備えてある備品、特に非常用備蓄食品の改善について御質問いたします。

南海トラフの巨大地震について、5月30日に県より公表されました市町村別の被害想定として大変心配な数値が新聞などで発表されました。この数値は、防潮堤で守られ、浸水被害がなかったことを前提としたものとして書かれておりました。この出された数値が限りなくゼロに持っていきたいものです。

弥富市では、稲狐町につくられた南部防災センター、これはこの地方で初めての建物です。そのためにテレビなどで取り上げられました。倉庫兼一時避難場所に保管されている備品、非常食がテレビの画面から映し出されております。その中で一番目立ったのは、乾パンと書かれた段ボールの山積みでございました。

現在、市の避難所に保管されている非常食のリスト表は、乾パン、アルファ米が主になっていますが、今後どのような食品が予定されているのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問に対してお答えいたします。

現在の備蓄品、食糧でございますけれども、これは原則として火気が使えない、火が使えないということを前提に備蓄を選定させていただいております。

現在、議員御指摘のとおり、乾パンとアルファ米、アルファ米につきましても水で戻せるといったことがございますので、その2つのものを引き続き備蓄していくということを考えております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 先月24日から26日で、名古屋の港のほうのポートメッセ名古屋というところで、防災・減災・危機管理展というのが開かれておりました。ここの中のブースでは、非常食の展示コーナーでは、現実には乾パンとかそういうものはだんだんと展示がなくな

ってございます。歯の弱い方や子供さんにも食べやすい缶入りのパンが主になっておりました。お水も10年という本当にロングライフ、長期保存のできるお水、それから野菜不足を補うための野菜ジュースの缶などもございました。

現在、弥富市にもありますホームセンター、スーパーの防災コーナーでは、長期保存ができる結構甘いものとか、そういうものもあります。本当はあってはならない避難生活の中でこそ必要な食品だと思いますが、今後このような備蓄をリストに入れる予定はございませんでしょうか。

今ちょっと私が持ってきておりますので、出してみます。

一応、私が今備蓄しているものをちょっと家から持ってきたんですけれども、こういうようかんですね。それから、これはパンなんですね、やわらかくて、こう入っております。こういうのも保存用で、ミルクキャラメル、こういう子供たちでもいいかなあということで、ビスケット、それからクラッカー。で、昔からあるのは乾パンなんですね。このかたいかたい乾パンなんです。これだったらお水もたくさん飲みますし、これはちょっとこれからも必要かもしれませんけれども、こういうやわらかいパンとか、そういうものもいいんじゃないかと思って、お知らせさせていただきます。

これからはどのようなことが市のほうではあるのでしょうか。ちょっと御参考に御答弁願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、議員もお示ししていただきました。こちらにちょっと防災カタログがありますけど、このかなりのページを割いてそういったものが記述されております。

そういったいろんなものが販売されていることは、御指摘のとおりでございます。しかしですがとなってしまうんですけれども、市で保有している備蓄食糧というのは、人口に対して約1食程度ということになっております。何食も提供できるという状況にないのが現状でございます。いろいろな種類のを備えるということも必要かと思っておりますけれども、現段階ではいろんな種類をそろえるというところまではなかなかいかないのかなあというような感想は持っております。

また、非常食の賞味期限は3年から5年という形になっております。入れかえの経費を考えても、大幅にその量をふやすといったことも難しいことかなあと思っております。

歯の悪い方等に、乾パンに比べかなり食べやすいパンを備蓄するというのも一つの検討課題かと思っております。今後また考えさせていただきたいと思っております。

また、今回の国の最終報告でも、やはり自助の必要性というのが大きく取り上げられております。家庭内での備蓄についても、7日分以上の家庭備蓄を呼びかけております。また、

避難所へ避難する場合には、非常持ち出し袋などに必要品を持って避難していただきたいというのがお願いでございます。こういった備蓄等の啓発につきましても、従来から行ってまいっておりますが、今後も一層お願いしてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 5月の29日の中日新聞だと思えますけれども、こういうところもございました。

地震対策最終報告で、1週間分の備蓄を必要ということが報道されておりました。以前は3日分あればと言ってきましたが、3日分でもかなりの量です。今回はその2倍以上です。

新聞の記事によりますと、日常食品のレトルト食品や缶詰を利用してはという内容でした。いつもより多目に購入し、食べたらず補充して一定の備蓄を確保する、ローリングストックという方法です。それが8日分あれば24食、保存食を半月に1食ずつ順番に食べれば、1年後には全ての備蓄が入れかわるといふ、そういう内容でした。

こういうような方法もあるということで、市民の皆さんにそういう形でやったらどうでしょうかというか、そうすると期限切れということがなくなると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほどカタログもお見せしたわけでございますけれども、たくさんの備蓄品がございます。ただ、実際にこういったものはかなり割高になるといふのは確かなことでございます。

その中で、先ほど議員のほうも10年間保存の水があるといったお話もありました。ただ、例えば水一つの備蓄の考え方としましても、例えばペットボトルに入れておいて、毎日のお風呂のときに使っていただくとか、洗濯に使っていただくとか、そして毎日入れかえるというようなことをすれば、改めてそういったものを買っていただくかなくても、それはできることもあるかと思っております。

それから、先ほどお話があったように、やはりレトルトとかで、そういったものについても、例えば3カ月しかもたないものであっても、それを使っていけば順番にローテーションができるということがありますので、そういったような考え方もとっていただきながら、備蓄に、たしか新聞記事では1人当たり2万1,000円とかという数字が上がったかと思えますけど、それだけのお金を使っていたかなくてもやる方法はあるのかなあということは考えていますので、またそういったことも研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 次に、備品のことでちょっとお伺いします。

市の避難所備品リストというものの中で、移動炊飯器が市役所に5つ、それから支所に5つ、10個とあらわされておりました。市内の大多数収容できる避難所には、最低1つこのお鍋があれば、もし冬のときに温かい食べ物を分け合って食べることができるかなあと考えますけれども、こういう移動炊飯器というものの数は、今後ふやすことはないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 炊飯器だけじゃなくて、いわゆるハソリといったものも用意してございます。そういった中でございますけれども、現段階ではふやすという計画は持っておりません。

ただし、自主防災会の中には炊飯器の購入を行っている自主防災会もございます。これはガス等で使うわけでございますけれども、どのような災害を前提に備蓄を考えるかというのも一つの課題と思っておりますけれども、今後御指摘も含めながら、防災資機材の備蓄の見直しを考えてまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） あと1つ、大切な備品についてお伺いします。

簡易仮設トイレ、これは市役所に101、支所に5という数が、これは平成22年2月1日の資料ですけれども、阪神・淡路大震災、東日本大震災のときもそうですけど、トイレを我慢して体調を崩して、大事に至るといことが多くあったと聞いております。現在、このような製品がかなり改良されてきております。その非常用のトイレ袋、凝固剤、緊急ミニトイレというような備品は、市のほうでは用意されておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在でございますけれども、トイレにつきましては、既設のトイレを利用するということを中心に考えたいなあと考えております。

このようなときに使用できる便袋ですね、これにつきましては、24年度に5,000個でございますけど納入させていただいております。本年度も同数購入する予定になっております。また、今年度ですけど、和式トイレはなかなか使いにくいというお話がございました。それにかぶせるような形で洋式トイレにできるというものも、そういう簡易トイレもございます。これを今年度、50セットほど購入する予定になっております。

やはり、いわゆる臨時的なトイレですと、特に女性の方ですと、そこに行くこと自体にためらいがあるというようなお話も伺っておりますので、できれば現在ある既設のトイレの活用を中心に考えていきたいなあとというふうに思っております。いずれにいたしましても、避難所におけるトイレの問題は、最重要課題の一つかと思っております。今後も備蓄に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） あってはならないことですがけれども、備えあって憂いなしでござい  
ますので、なるべくたくさんいつもそろえていただければと思っております。

それから、避難所の小・中学校、保育所及び夜間無人になっている建物についてのことで  
ございます。

南海トラフ巨大地震がもし弥富に起きて、6強で、87分後には4メートルの津波が来ると  
新聞等で報道されております。この87分ですね。昼間ならば学校も、保育所も、中学校もあ  
いておりますけれども、それに87分という時間が長いか短いかといえば、落ちついて行動す  
れば、かなりのことができる時間じゃないかと思っております。

市内の避難所になっている小・中学校、先ほど言いましたように、昼間ならば、鍵は閉ま  
っていても、そういうときは管理者の先生方があけてくださると思っておりますけれども、これが  
早朝と夜間になった場合のことを考えますと、その場合は、鍵の管理はどういうふうは今現  
在はなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在の被害想定でございますけれども、弥富市  
におきましては、居住地域における津波被害はないという想定になっております。これは見  
直しの可能性が多少ございますけれども、そういった形になっております。

まず地震の場合でございますけれども、屋外避難が基本となっております。浸水の被害が  
ない限り、地震の余震というのを考慮いたしまして、雨のとき、それから夜間と、いろいろ  
難しい問題もあるかもわかりませんが、広場等に避難することが原則というふうにま  
ず考えていただきたいと思っております。

また、風水害でございますけれども、これにおいては、事前に職員を派遣することができます。  
職員において施錠を解除するといった形になっております。

したがいまして、議員の御心配のケースといたしましては、巨大地震が発生して、万が一、  
堤防が機能しない場合に、津波が来る場合ということでございます。この場合は、非常に大  
きな地震が来るといったことがまず大前提になるかと思っております。そういったときで、  
津波の被害を考える場合につきましては、建物の一部を破壊して、建物の中に入らざるを得  
ないことも考えられるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 私は、昨年ですけど、大藤学区で避難訓練ではないですけど、どこ  
に避難したらいいかということで、皆さんで相談しましたときに、やっぱり私の地区だつた  
ら弥富中学校が一番近くて、5分で避難ができる。台風のときでもそうですけれども、鍵の  
問題なんですね、今、本当に管理されておりますので。

この鍵の管理なんですけども、この地区に一番近い自治会長さん、要するに区長さん、

区長補助員さんのお力でその鍵の管理はできないものではないかと思って、ちょっと御相談しながら、御答弁いただけたらと、そういう管理の方法はないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この問題につきましても、過日、私どもは職員と基本的な話をしながら、一定の方向を見出しておるわけでございますが、区長さん、区長補助員さんに私たちの公の施設に対して鍵を持っていただくということは、これは大変責任感を感じていただくということにもつながるわけでございます。全て職員がやろうという形で決めたところでございます。それぞれの自治会、それぞれの地域において、私どもの公の施設がたくさんあるわけでございますけれども、複数の職員が鍵を持って、そして走る。そして、施錠を解除するというような方向で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） では、こういうことは職員の方が事前にやっていたかということ、そのように皆さんにお伝えさせていただきます。

では次に、弥富高校の件でちょっと、今までにもこういう御質問は、先輩議員の中からあったと思いますが、また地区の住民の方からもありましたので、再度させていただきます。

今まで弥富高校と言っていましたところが、この4月から校名が変更されました。愛知黎明高等学校ということになりました。市民の皆さんから、どうやって読むんかねえという、そういう声がたくさんありました。何十年となれ親しんできましたこの校名が、いきなり黎明高等学校になったものですから、市のほうにはやっぱり御相談があったかなあと思って、再度御質問させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 山口議員の御質問にお答えします。

校名変更につきましては、愛西学園創立50周年記念事業の一環のものでございます。私立高校の問題でございますので、校名決定に際して、市への事前の相談はございませんでした。

公募の結果、高校側の理事会におきまして、学校法人愛西学園愛知黎明高等学校に決められたものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 弥富町立鍋田中学校の跡地に高等学校が設立され、弥富の地名そのままの校名が使われ、開校当時はいろいろありましたが、近年は学校運営も、地区の住民の皆さんと交流の行事、積極的に活動されてきました。生徒さんも部活動の中では、高校野球ではすばらしい成績、女子柔道でもすばらしい。陸上競技、駅伝などでは、輝かしい記録を出されて活動されてきました。おまけに市の行事でも、春まつり、健康まつり、我が大藤学区の盆踊りでも一緒に参加して、弥富市にある弥富高校としてなれ親しんできました。

この新しい校名、愛知黎明高校に変更されてからもう3カ月になりますが、この読み方をもっと早く知っていただくためにも、学校法人という私学ですから直接お願いするのは難しいかもしれませんが、やはりいまだこの地域のつながりを思いますと、この名前を知っていただくためには何が一番いいかなあと思います。

ここの学校はスクールバスが走っております。新しい愛知黎明高等学校という名前を掲げた車もありますけれども、まだまだ弥富高校と書いたバスも走っております。この難しい黎明という字を皆さんにもっと知っていただくためには、この学校に、最初はちょっといかなるかもしれませんけれども、平仮名を振って黎明だよということでも、そういう働きかけをしていただいて、皆さんに早く知っていただいて、なれ親しんでいただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 愛知黎明高校のお名前でございますけど、議員ただいま御指摘のように、スクールバスに振り仮名をとというお話でございます。

学校側のほうも当初そういうことも検討はされたそうでございます。また、バランス等の問題もございまして、見送られたというふうに聞いております。

それとあと、議員も先ほど御指摘のように、弥富春まつりとか健康まつりで愛知黎明高校さん、旧弥富高校の生徒さんはボランティア等で市の行事にも参加してみえますので、そういったことを積み重ねることが市民の方に周知していただくことになるかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 愛知黎明高等学校がますます発展していただけることを願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

男女共同参画基本法が平成11年に施行されてから、さまざまな取り組みがされてきました。そして、10年以上たつわけですが、まだまだ私たちの意識は薄く、先進国でありながら施策意思決定過程の女性参画の政府目標2020年30%に向け改善したものの、依然として低い水準です。男女格差を示す国際的な指標でも、日本は政治分野、経済分野における男女差が大きいため、ジェンダーギャップ指数は135カ国中101位と非常に低い順位です。ジェンダーギャップ指数とは、各国の社会進出における男女の格差を示す指標のことですが、私たち一人一人の意識の改革が必要だと思います。

そこで、第3次男女共同参画基本計画についてお伺いしていきたいと思っております。

毎年6月23日から29日の1週間は、男女共同参画週間になっています。25年度のキャッチ

フレーズとして、「紅一点じゃ足りない」が公募により選ばれました。

第3次男女共同参画基本計画の目指すべき社会として、男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力のある社会、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会とあります。第1次弥富市総合計画第6章、共につくる自立したやとみの中で、施策項目男女共同参画の促進とあります。第3次男女共同参画基本計画の中で、地域における身近な男女共同参画の推進も基本計画されていますが、弥富市では、地域のかなめとなる区長の登用はほとんどが男性です。市として、女性区長の登用について、どのように考えているのか。また、働きかけとして、どのようなことをしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 女性区長さんの登用ということでございますが、現在、行政区長さんは各地域から推薦いただき、委嘱しております。各地域の自治会組織の中で、自治会長などの役員を決めておられるものでございます。市の行政区長に男女の制約はもちろんございません。男女共同参画の観点からも、女性の区長さんでも何ら問題はございません。市といたしましても、区長会の開催の場においても、女性区長さんの登用について働きかけてまいります。御質問の行政区長はもとより、いろいろな活動においても男女共同参画社会の実現として、広く広報、啓発に努めてまいります。

なお、実績といたしましては、平成22年度におきまして、区長さん1名、補助員さんが9名の女性がございました。23年度におきましても、区長さん1名の補助員さん9名、24年度におきましても、区長様が1名で補助員さん9名でございます。平成25年度、現在でございますが、残念ながら、区長さんにつきましてはお見えになりませんが、補助員さんにつきましては8名となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 何年か前まで、私がまだPTAの会員をしていたころは、PTA会長といえば、ほとんどが男性でした。しかし、今の時代は女性の会長さんもいっぱいふえてきています。時代の流れもありますが、そういう固定概念をなくした結果だと思えます。これから女性が活躍できる場が地域から出ることを望みます。

続いてですが、ポジティブアクションの推進についてお伺いします。

ポジティブアクションとは、男女の役割分担意識や昔からのならわしの差が男女労働者の間に生じている場合、この差をなくそうと自主的かつ積極的な取り組みを言いますが、弥富市役所での女性が占める管理職はどのくらいの割合ですか。以前、なかなか管理職になりたがらないとお聞きしたことがあります。何がそうさせているのか、周知していますか。また、その取り組みについて何か考えがありますか、お聞きします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 弥富市役所の女性が占める管理職の割合について答弁をさせていただきます。

本市の女性が占める一般行政職の管理職の割合は2.6%でございます。全職員に対する割合は22.4%でございます。

次に、ポジティブアクションの推進についての答弁をさせていただきます。

女性の躍進は、社会の目指すところでございます。女性職員の活用及び登用については、仕事上、男女に能力の差は認められないことから、女性自身の意識改革と、やる気を引き出し、その力を十分に発揮していただくことが重要であると考えております。基本的には、女性一人一人が自分に合った価値観や志によるものであると考えております。

女性躍進の取り組みについて答弁をさせていただきます。

女性が上を目指す意識を持つことは当然と思える職場環境をつくるのが大切でありますので、まずは女性主査をふやすことが重要と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 女性がなかなか管理職になりたがらないというのは、やはり職業と家庭とのバランスというか、男女共同参画ではワークライフバランスというんですか、これがうまく使われていないと、女性もなかなかなりたがらないのではないかと思います。

女性を初めとするさまざまな人々が参画する機会を確保することは、行政分野においても、バランスのとれた質の高い行政サービスの実現にもつながります。

内閣府男女共同参画局では男女共同参画の実現に向け、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブアクションを推進しているところでございます。自民党に政権がかわり、安倍総理は戦略成長の中で、日本のこれからの成長は女性の活力が一番だと、そうとも言われております。少子高齢化が進む日本では、女性の活躍が必須であることは言うまでもありません。

男性や子供の男女共同参画についてお伺いします。

これは、第3次基本計画において改めて強調している視点ですが、現在弥富市では、小・中学生に啓発ポスターのコンクールを開催しています。子供たちの男女共同参画社会への理解はできているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 小・中学生のポスターにつきましては、次世代を担う子供たちに男女共同参画意識を持ってもらうことは、とても大切であります。男女が家庭、地域、職場など、あらゆるところでお互いに協力し合って生き生きと暮らすことができる男女共同

参画社会づくりへの理解を深め、その趣旨を幅広い層に知っていただくため、小・中学生にポスターコンクールを実施しておるところでございます。

理解できているのかという御質問ではございますが、ポスターを描くだけでは、理解できるということはなかなか難しいものであると考えておりますが、このような啓発活動をしていくことが、学校社会の中や家族、大きくは社会の中においても男女共同参画社会を浸透させることにおいて重要であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 次世代を担う子供たちが将来を見通した自己形成を図りながら、健やかに育ち、幸せに暮らせることのできる社会を目指す観点から、子供のころからの理解を促進することが大切だと思います。ポスターを描いているだけでは何の意味かもわからない、そういうポスター描きではちょっともったいないかなあとと思います。教育の中にも、この男女共同参画の意味を子供たちに理解してもらおう教育をされたらどうかなあとと思います。

続いて、男性による男女共同参画の推進についてお伺いします。

男女共同参画というと、女性のためのものだと感じるかもしれませんが、これは男性にとっても重要な問題です。例えば育児休暇をとりたくてもとれなかったとか、男だから弱音を吐くべきではないとか、男だから何々という意識が重荷になっているのではないのでしょうか。このような状態から、男性が生きづらさを感じたり、悩みを抱え込んでしまう傾向があります。市として、今後男性による男女共同参画の推進を促進する考えはありますか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 男は仕事、女は家庭というように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のために、女性がこのような固定的な役割意識によって社会進出を拒まれてきたということはよく言われていますが、議員のおっしゃるとおり、男性も男は仕事、男は強く生きねばならないなど、性別による役割の固定化を受けてきたといえます。

男女共同参画の目指すものは、男性にとっても暮らしやすい社会であります。男性だから、女性だからということではなく、ともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会であります。

市といたしましては、地域、家庭等への男性の参画を重視した広報、啓発活動や男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子供、若者世代に積極的に広報、啓発活動を、内閣府の施策とともに進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、地域子育て支援拠点事業を促進しています。子育て親子の交流の場を提供し、地域の子育て力を高めることを目的に、父親サークルの育成や父親の子育てに関する

グループづくりの促進に取り組んでいます。

弥富市に現在父親サークルはありますか。また、この点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

御指摘のとおり、現在、厚生労働省は子育て支援センターを中心とした地域子育て支援拠点事業を促進しております。また、子ども・子育て新システムの中でも、地域子育て支援拠点の機能強化が図られるものでございます。

そこで、父親サークルについての御質問でございますが、現在、父親だけではありませんけれども、父親を含めたグループはございます。そのようなグループの活動は、男女共同参画の面から、さらに子育ての面から大切な活動であると考えています。

また、本市の子育て支援センターでは、年間5回、お父さんと遊ぼうデイという日を設け、子供が父親と一緒に遊ぶ事業を実施しております。今後はそのような場におきましても、グループづくりを働きかけしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 男性の家庭・地域への参画や、男性にとっても暮らしやすいまちにしていけたらと考えています。

次に、女性教育についてお聞きしたいと思います。

女性教育とは、社会教育のうち、主として成人女性を対象に、その資質や能力の向上を図るとともに、男女平等意識の涵養を図り、女性の地位向上を目指すための教育です。社会教育においては、公民館等において、男女共同参画社会の形成に関する課題を取り上げた講座等が開設されています。

現在愛知県では、女性教育指導者研修会や男女共同参画人材育成セミナーなどがあります。市では、過去何人かの人が受講をしています。どちらも地域活動の担い手として、社会教育活動を企画・実施する上で必要な知識や技術の習得を得るものですが、これは指導者的立場を育成する目的なので、人数も限られているんですね。このため、毎年1人か2人ぐらいしか受講することができません。

私も過去に両方とも受講したんですが、その受講内容がとても身になるというか、女性にとって魅力あるものの内容でした。これはぜひ若いお母さん方にも受けていただきたいと思っているのですが、人数も限られています。

そこで、弥富市として女性教育の場を独自に設けていただければ、もっとたくさんの人に男女共同参画社会や女性の生き方について、正しく理解していただけるのではないかと考えます。これから活躍できるよう、若いお母さん方をターゲットに、こういう募集とか企画を

してみてもいいでしょうか。

女性教育というと、例えばリーダーとか指導者といきなり言うところとちょっと引いてしまうので、女性の勉強会というのか、そういう形で持っていけたらとは思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） まずセミナーの受講につきましては、議員のおっしゃるように、受講者人数に限りがございます。市として受講の場を設けてはということですが、本市においてセミナーを開催するに当たりましては、講師の派遣依頼の課題等出てまいります。そこで、過去に先ほどこのセミナーを受講されました方を講師にお願いし、開催する方法なども考えられるんですけども、それも含めまして、今後検討してまいりたいと思います。今後もこれからの活躍、次代に活躍できる若いお母さん方などに広く受講していただけるよう検討してまいります。

○議長（佐藤高君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） なかなかこの女性教育といっても、どうしても年齢層が高い人に行ってもらわなきゃいけないという、もっと若い人をターゲットにということなのか、若い人に行っていただけるためには、やはりPTAだとか、子ども会とか、若いお母さん、お子さんを持つ方にこういうことを知っていただきたいなあと思うんです。

弥富市総合計画の中で、男女共同参画事業としての施策達成度が82.1%とありましたが、これは今ある事業の達成率だと思いますが、平成22年に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、5年ごとに見直していくという中で、基本法施行後10年間の反省で、男女共同参画の推進が不十分だったと言われております。

その原因として、固定的な性別役割分担意識がまだ根強く解消されていない。男女共同参画イコール働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦など、あらゆる立場の人々にとって必要なものであるという意識が広まらなかった。施策方針決定過程における強力なリーダーシップが不足していたために、制度や枠組みの整備が進まなかった。男女のセーフティーネット（安心・安全を提供するための仕組み）や女性のライフコース、これは個人が生まれてから死ぬまでの間にたどる人生の生き筋ですが、それへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても、必ずしも成果につながらなかったと反省事項があるわけですが、弥富市として何か男女共同参画を促進していくために、反省点はありましたか。

○議長（佐藤高君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 本市においては、平成21年3月に弥富市男女共同参画推進条例、平成22年度に弥富市男女共同参画プランを策定いたしまして、推進しておりますのでご

ございます。

男女共同参画人材育成セミナーへの受講や各種審議会、行政委員会等への女性の登用など、一定の推進効果はあったものと考えております。

反省といたしましては、先ほどの内閣府と同様、女性だから、男性だからという固定的な性別役割分担意識がまだ解消されていないということや、女性中心の支援施策だったという印象があったということでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 総合計画の中に、男女共同参画の促進の内容が1からずうっと、男女共同参画に関する指針の策定や何かでずうっと項目があるわけですけれども、82.1%という評価ということで、ほぼできているのではないかというふうに感じるんですが、ここで第3次共同参画の視点から見ても、ここにはない項目ですよ。子供、そして男性への男女共同参画などがここに加わってくると思いますので、またそれを見ていきたいと思っております。

最後に、今後第3次男女共同参画基本計画を主として、どのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 第3次男女共同参画基本計画は、先ほどの基本法施行後の10年間の反省を踏まえた内容となっております。また、計画の中には新設分野といたしまして、男性、子供にとっての男女共同参画や、地域、防災、環境、その他の分野における男女共同参画の推進など、新たな分野における推進が施策として掲げられております。

本市におきましても、既存の施策とともに、この第3次男女共同参画基本計画をもとに推進を行ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この弥富市が、男女共同参画社会がほかの市町よりも進んでいると言われるよう、行政も、そして私たちも含めてですが、そんな弥富市につくっていききたいと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。大きくは3点。

まず初めに、弥富市におけますICTの取り組みについてお伺いをしてまいります。

国におきまして策定をされましたi-Japan戦略2015で見据えました2015年まで、残すところあと2年となりました。新技術の発展やさまざまなジャンルへの普及により、デジタル技術は空気や水のように社会に介在するものへと近づきつつあります。

昨年の東日本大震災では、情報ネットワーク網が被災地でも唯一生き残った社会インフラとして、くしくもその有要性が証明をされました。

また、社会保障と税の一体改革におきまして、個人及び法人の確認を行うための基盤として、マイナンバー制度が5月の24日、参院で可決され、制度として成立をいたしました。

今や地方公共団体にとりまして地方自治の情報化は、効率、便利、安心なコミュニティー形成における必須項目として明確に認知をされております。

そうした中で、国内のパソコンの3分の1に搭載をされているマイクロソフト社の基本ソフトOS、ウインドウズXPのサポート期限が来年の4月の8日に切れることとなります。これ以降にセキュリティーの穴が見つかった場合には、修正ソフトが提供をされず、情報漏れなどの危険性が高まることとなります。

弥富市におきましても、ウインドウズXPの対策はどのようになっているのか、伺ってまいりたいと思います。

また、東日本大震災は、インターネットやそれを活用したSNSを日常的に活用しているネット社会が広く普及した時代に起こった大規模災害でありました。その意味では、不幸な災害の中でもさまざまな形でICTが活躍したのではと考えます。それらは貴重な経験、ノウハウでもあります。同時に、その際、ICTを活用可能とした要因やさらなる活用のために必要と考えられる追加的課題を整理することは、今後起こるかもしれない災害の発生時、これまで以上にICTを活用可能とするために、極めて重要な意義があると考えます。そして、今後に向けてどのような備えが必要であるかを明確化することが大切です。

さらに、国民一人一人に番号を割り当て、納税や年金の情報を一元化するマイナンバー制度が、税金の徴収や手続業務の効率化が期待をされる一方、情報漏えいや新たな犯罪の発生、個人のプライバシー保護などの問題も懸念をされます。便利になる反面、その導入維持費に巨額の費用が必要とも言われております。また、これらが地方自治体の既存のシステムにどのような影響があるのかも考えなければなりません。

以上のことから、3点にわたりお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、ウインドウズXPのサポート期限が終了を迎えますが、財政の厳しい中、OSの更新に費用がかさむことから頭を抱えている自治体も多いようであります。ちなみに、ビスタ

は2017年4月の11日、セブンは2020年1月の14日、エイトは2023年1月10日と、それぞれサポートの期限が示されております。弥富市としての現状と対策についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） まず、議員の質問についてお答えさせていただきます。

本市では、4月17日にウインドウズXPなどのサポートが、平成26年4月9日をもってサポートが終了する旨を市役所の職員に通知をいたしました。平成22年度以降に導入したり、今年度に更新を予定しておりますパソコンについては、ウインドウズ7等に切りかえる予定でございます。

現在、財政課で導入しておりますパソコンは、全部で316台でございます。このうち37台については、リース期間が平成26年9月30日まででございます。ですので、このままでは業務に影響が出ると考えます。

対応としましては、ソフトの入れかえや更新時期の変更などを検討中でございますが、いずれにせよ、今年度中には対応をしないといけないと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） そうしたら、ちょっと二、三、御質問をしたいんですけども、まずその費用ですね、どのぐらいかかるのかということと、市が保有していますパソコンが全てリースなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 今の御質問ですが、ソフトの入れかえと更新、2つの方法がまずとられることが予想されますが、更新については200万から250万、ソフトの更新時期につきましては、この時期をいつにするかによって違いますが、百二、三十万の経費がかかるかと思えます。

あとそれと、パソコンの関係でございますが、財政課で管理しておるのは、先ほど申し上げました316台、リースでございます。ただ、ほかの事業課では購入の形もございますし、今年度、学校等では300ほどはリースでというのもございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それともう1つお伺いしたいんですけども、弥富市のパソコンのOSは、全てウインドウズですか。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 先ほども申し上げましたとおり、平成22年度に導入しておりますとか、今年度導入する予定のものはウインドウズ7をもう導入しておるものもございます。したがって、XPで残るのが37台になります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） というのも、316台全部マイクロソフト社のウインドウズを使って  
いらっしゃるということではないんですよね。

それと1つお聞きしたいんですけど、石田財政課長、リナックスというのは御存じですか。

○議長（佐藤高清君） 財政課長。

○10番（堀岡敏喜君） 知らなかったら知らないで結構です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何を言いたいかといいますと、今リースとおっしゃったので、どの  
ぐらいかかるのかというのは通告していませんので、お答えできなかつたらいかんのでお聞  
きはしませんけれども、今パソコンってリースのほうが高くついたりも逆にいたします。

今リナックスというお話をさせていただいたんですけど、これは知っている方はよく御存  
じだと思んですけど、ウインドウズであるとか、またマックであるとか、パソコン自身を  
動かすいわゆるオペレーションシステム、OSですよ。無償なんですよ、ただ。XPとか  
ね、ウインドウズなんかを普通に買うと、15万から20万円、1つかかってしまうんですけど、  
リナックスはいわゆるOSS、オープンソース、ただです。そういうことがありまして、も  
う15年ほど前から、調べますといろんな自治体や官公庁とか、また先ほどお話されました小  
学校でパソコンの授業をされるときとか、いわゆる更新に費用がかかるもんですから。

このリナックスというのがすばらしいのが、古いパソコン、要はOSとパソコンというの  
は別物なんですよ。OSがあかんようになったら、普通の人はもうあかんと思って捨てて  
しまったり、買いかえたりするんですけどもったいない話で、実はそのソフト自体が使えな  
くなるだけで、機械自体は残るわけですよ。リナックスを入れていると通常に使えると。  
どっちみち自治体の業務としましては、オフィスを使われる、またメール、集計等で使われ  
ることが多いと思うんですけども、そういう業務でしたらこのリナックスで十分対応でき  
るということで、入れられている自治体も多いと思います。

このことについて、入れるか入れられへんかということに対して答弁を求めはしませんけ  
れども、今200万から250万、この37台においてそのぐらいかかるということですし、今エイ  
トでなくてセブンを入れるということですので、さっきも言いました2020年にはまた更新時  
期を迎える。そのときまたお金がかかっちゃう。そういうことがありますので、今やもうパ  
ソコンを二、三台潰した人ですと、ほとんどその新しいソフトを買うのが物すごいもったい  
なくて、何とかもうちょっと安く機能的に使えないかということで研究をし始めます。そう  
いうことができる人をぜひ市庁には1人人材として確保をしていただいて、社会インフラも  
そうなんですけど、道や道路とか修繕するのに、長寿命化をするのに部分的に修繕をしていくと  
いうこともあります。パソコンなんかもいわゆる電源であるとか、CPUであるとか、いろ  
んな部品で分かれているわけですよ。それを更新していくことで長寿命化、言うても50年は

無理ですけど、5年、10年、15年と機械としては使える。そういうことをやっていくと、本当に200万、300万、この財政が今厳しい状況で、浮かすことができるんじゃないか。そういうことで、ぜひぜひちょっとリナックスも含めて、今後検証していただきたい、そのように思います。

次の質問に移ります。

住民データを守るための対策として、遠隔の自治体などと住民データの相互バックアップを行うケースがふえております。また、業務システムが停止した場合の対策として、災害時に自治体間でシステムを相互利用するための協定を結ぶケースもあります。弥富市においては、千葉県の浦安市と災害協定を結んでおります。

この協定は、住民データをそのまま形式で利用できるよう同一ベンダー、いわゆるメーカーさんですけど、システムを採用している自治体と締結をしたり、業務の流れが類似をしている人口規模の近い自治体と締結するのが一般的であります。

さらに、災害時の事業継続を考慮して、自治体クラウドを選択する自治体もふえております。庁舎が被災をした場合でも、堅牢なデータセンターに住民データや業務システムがあれば、ネットワークを介して業務を継続できるからであります。具体的には、遠隔の友好都市と災害時に相互支援を行う協定を締結し、住民基本台帳、健康保険、税務関係などの相互バックアップなどを行っている例があります。

両自治体は遠く離れているため、大規模な自然災害発生時でも同時に被災する可能性が低いと考えられます。例を申しますと、東京都の杉並区と神奈川県藤沢市は、災害時における相互支援協定を締結し、災害時に業務システムを相互利用する体制を構築しております。人口がそれぞれ約55万人と約42万と規模が近いこと、利用している業務システムの構成が類似をしていることから協定に至っております。

しかし、災害に備えて他の自治体と連携を計画する際、使用している業務システムが異なるため、連携が難しいというケースもまたあります。北海道では次世代電子行政共通基盤を構築し、これを道内の自治体が共有できるよう整備を進めております。これを北海道自治体クラウドというそうです。この中には、データバックアップ対応の標準化や業務標準化も含まれているそうであります。

弥富市におきまして、災害時における行政システムの事業継続のために、どのような対策がされているのか、お伺いをしたいと思います。これはICTに関する事業継続ですので、後にはハードのほうも質問しますので、ICTに関してお答えをいただきます。

○議長（佐藤高君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 災害時における行政システムの対策の一環として、平成23年11月28日から、住民基本台帳、税を初めとする基幹業務につきまして、議員がおっしゃるとおり、

クラウド方式を導入し、常にバックアップをしております。

基幹業務以外の電算システムについては、戸籍のサーバーは、本年度9月中に戸籍副本データ管理システムを導入し、10月より国が管理する戸籍副本管理センターでバックアップをいたします。

また、住基ネット、LGWAN等業務によっては、データセンターの環境面の理由により、クラウドサービスを行わないものがあります。

したがって、今後クラウドサービスができるものはクラウドサービスを導入して、対策の一環としたいと考えております。

また、新庁舎整備計画では、津波・浸水被害対策として5階にサーバー室を計画し、対応したいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今の住基基幹以外はそのクラウドということでお聞きをしたんですけど、住基関係はどうされるんですか。それは、先ほど伊藤正信議員の質問で市長が答えいらっしゃったんですけど、千葉の浦安市の協定というのは、そういう協定は結ばれていないわけですか。例えば今の住民システムの情報を浦安市にバックアップをしていただくとか、そういうものではないんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

総合的な防災協定ではございますけれども、私たちとしては、まだその辺のソフトの面については交渉いたしておりませんので、今後必要ならば確認をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いろんな災害が予想されるわけですけども、どんなことが起こっても、これだけは絶対失ってはならない一つの情報でございますので、今考えられる範囲、考えてでき得る限りのことはしていただきたいなあと思います。

時間がないので、次に移らせていただきます。

続いて質問いたします。

社会保障給付や納税に関する情報を一元的に把握をするため、全国民に番号を割り当てるマイナンバー制度の関連法が5月の24日成立をいたしました。新制度は、2016年1月に運用を開始いたします。

番号の用途は、当面年金、介護といった社会保障や税、災害対策などの公的分野に限られます。制度導入により、市町村や税務署、日本年金機構などに分散管理をされている情報を、1つの番号で集約できるようになります。徴税や社会保障給付の事務が効率化をされて行政

コストの削減につながるほか、自力で出歩くことが難しい要介護者などの名簿を作成しておけば、災害時の避難支援にも生かされます。

国民に対して2015年10月に番号が通知をされ、希望者には市町村が顔写真入りの個人番号カードを交付いたします。年金受給申請といった行政手続の際にカードを提示すれば、住民票などが不要になります。

2017年には、インターネット上で自己情報や行政からの通知を国民一人一人が確認、閲覧ができるマイポータルが開設をされます。結構見落としがちで、自分がどんな制度を受けられるのかということが、これによって自分で確認できるというようなマイポータルが開設をされます。便利になる反面、これを利用した新たな犯罪も懸念をされます。未然にどのように周知を進め、犯罪に対処していくか、考えなければなりません。制度の導入に際し、既存のシステムにより改修費用や維持費用の概算を立てておく必要があります。

御質問ですが、マイナンバー制度により、弥富市の行政システムにどのような影響があるのか、またその導入維持費に関する費用はどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） お答えさせていただきます。

平成25年5月24日に、国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や税に関する情報を一元管理する制度として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が可決、成立し、5月31日に交付されたものでございます。

弥富市の行政システムにはどのような影響があるかとの御質問ですが、マイナンバー関連のシステムと私どものシステムとのインターフェース部分の改修については、必ず必要になると考えております。

国の導入コストについては、システム構築費などの初期費用に2,700億円と、運用開始後の維持費などで年間300億円程度かかる見通しとの報道がされております。このような状況で、本市における導入維持に要する費用については、情報がまだ国から通知がございません。情報収集に努めたいと考えております。

今回のマイナンバー制度における経費については、国において全額財源措置を講じていただくよう、市長会などを通じて要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 費用もさることながら、そのシステムを動かしていくに当たっては、もうこれは25年度中ですよ。本年度中にはそのシステムの改修をしないと、実際に税関係で使うとなると間に合わない状況もあります。それに関してのその費用というのは、今年度では国からの予算で多分出ないのかな、そういう状況だと思います。

ただ、厚労省では一応その概算として、10万人以下の市町村ですと、ちょっと幅があるんですけども500万から2,000万円ほどかかると。で、今、石田課長がおっしゃったように、経費としては国の予算として来年度に計上されるようなことが、きのう調べたらありましたので、かかると思います。

ただ、システムとしての準備に関しては、本年度に市としては考えなきゃならないのかなあなんてことがあって、ぜひ気おくれのないように、また大事なことは、市民の皆さんがこの制度をしっかりと理解していただいて、通知をしないと、せっかく便利になると言っているのにわからんとかなくなってしまつて、便利も何もなくなってしまつて、逆に混乱を招くことになりますので、システムの改修には時間がございませぬけど、周知に関しては、もちろん国もされると思いますけど、弥富市として広報とか、またあらゆる場所で周知の徹底と、また考えられる、いわゆる犯罪なんていうのは先にやっぱり考えて、告知をしていく必要があるんじゃないかなあと思います。その辺、ぜひしっかりと取り組んでいただくよう、また今後も質問させていただくことになると思いますけど、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

次の質問、防災及び災害対策基本法改正案、改正案と言いましたけど、きのう実は可決をしまして、施行されることになります。弥富市の取り組みについてお伺いをしてまいりたいと思います。

3月の13日早朝、緊急地震速報が流れました。兵庫県淡路島を中心に近畿から四国まで、大きく揺れました。弥富市内にも緊急の同報無線が流れ、南海トラフ地震かと思わせました。天災は忘れたころにやってくると言いますが、最近は忘れるいとまありません。日本列島は地震活動期に入り、災害のリスクが高まりつつあるのは間違いないということであると思います。備えあれば憂いなしとも言いますが、これも言葉と現実は違います。実際には、備えあれど憂いありということになるのかもしれない。一番よくないのは、憂いはあるけど備えなしであります。

昨年8月、南海トラフ大地震で最大32万人が死亡をすると内閣府の作業部会が発表をいたしました。それに続いて内閣府は、ことし3月の18日、マグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合の経済被害の推計を公表いたしました。住宅やオフィスビルなど、建物の倒壊や企業の生産活動低下により、被害額は最大220兆円に達します。今までの答弁からも出てきております。このうち、2003年までにまとめた被害推計はマグニチュード8.7で、81兆円でありましたが、東日本大震災を教訓に、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震を想定したものであり、1000年に1度、あるいはそれよりもっと低い頻度で発生する地震であります。被害額の大きさに戸惑っているだけではなにもなりません。衝撃的な被害想定ではありますが、その数字にとらわれず、できることから着実に備えを進めていく

べきだと思います。重要なのは、被害を少しでも減らすために、国や自治体、企業、そして私たち一人一人ができる限りの対策を一つ一つ積み重ねていくことが大切なのではないかと思ひます。

内閣府によりますと、建物の耐震化を100%にまで向上させるなどの対策を講じれば、倒壊死者数は8割以上も減らすことができ、施設関連の被害額もほぼ半減できます。さらに、津波からの避難を迅速化することで、津波による死者を大幅に減らすことも可能であります。多くの人が助かれば、企業の生産、サービス低下による被害額は、約45兆円から約32兆円へと3割程度軽減できると試算をされております。

やるべきことは既に見えております。自治体は、建物、インフラの耐震化や老朽化対策などを着実に進めるとともに、津波避難ビルの整備などを急がなければなりません。企業は、備蓄物資の確保などに加え、サプライチェーンの物流拠点の複数化、事業継続計画、いわゆるBCPの策定をスピードアップさせるべきであります。地域社会や家庭も防災グッズの準備や家具の耐震対策、防災訓練、避難場所や避難ルートの確認など、日ごろから意識をして備えを進めておかなければなりません。

4月の12日、東日本大震災から得た教訓を生かし、災害対策を強化する災害対策基本法改正案が閣議決定をされました。で、きのう可決をされました。改正案のポイントの一つは、災害が発生をし、自治体の業務遂行が困難になった場合、自治体にかわって被災者の救助活動や道路の障害物除去などの応急措置を、国が代行する仕組みを創設することです。東日本大震災では庁舎が津波に流され、職員の多くが犠牲になった自治体もあり、自治体が被災したため、義援金の多くが被災者のもとに迅速に届かなかったなど、こうした緊急事態への即応力の強化を目指しております。

2つ目は、災害弱者、いわゆる災害時要援護者対策の強化です。有病者や高齢者、障害のある方など、避難支援が必要な人の名簿作成を市町村に義務づけられました。本人の同意を得た上で、消防など関係機関にあらかじめ提供するとともに、災害発生時には、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしてあります。災害では、自力で避難できない要援護者が犠牲になる割合が高いのは言うまでもありません。近年の大規模災害における死者、行方不明者のうち、60歳以上の占める割合は6割以上と高くなっており、災害時の高齢者支援の充実強化は急務であることは明白であります。国は自治体に対し、平時から要援護者の状況を把握して、個別の支援計画を策定するように求めてきました。しかし、個人情報の保護の観点から、名簿作成をためらう自治体もあるのが現状で、国の明確な指針を求める声を踏まえた対策でもあります。ただ、個人情報を知り得た人に対しては、秘密保持の義務もあわせて求めてあります。個人情報を目的外に漏らす行為が許されないことは、指摘するまでもありません。厳格な運用を行わなければならないと思ひます。

また、避難所における生活環境の整備を明記したことも重要です。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供に努めるとしております。

東日本大震災では、昨年3月の31日時点での震災関連死の約9割が66歳以上でありました。死亡原因としましては、避難生活の肉体・精神的疲労が多いと指摘をされております。避難所生活が長引くと、高齢者や障害のある方はもちろん、若くて健康な人でもつらいものであります。東日本大震災の教訓を生かし、こうした点を早急に改善をしてくよう、法案で定めております。

3つ目は、災害による住宅などの被害状況を示す罹災証明書を自治体が速やかに発行すると明記した点であります。罹災証明書は、住宅が全壊や大規模半壊など、著しい被害を受けた世帯に支給をされる被災者再建支援金を受け取る際に必要となります。しかし、東日本大震災の被災自治体では、罹災証明を発行する職員が不足をしたため、手続がスムーズに進まず、被災者の生活再建がおくれました。そのため、専門的な知識を持つ職員の育成も提示をしております。

大規模災害はいつ起こるか予測は難しく、今後、首都直下型地震や南海トラフを震源とする巨大地震などの発生も懸念をされております。平時からの防災対策の強化は、待ったなしの緊急課題であります。東日本大震災から2年が経過をし、この2年間の取り組みを総括しながら、以下、弥富市の防災・減災対策について伺ってまいります。

1つ目の質問は、市内の防災組織の現状であります。昨日の小坂井議員の質問への市からの答弁で、72自治会中52の防災組織でよかったですね。

〔「50」の声あり〕

○10番（堀岡敏喜君） 50ですか。済みません、50ですね。50の防災組織が立ち上がっているということですので、2つ目の質問に移ります。

昨年の6月議会でも質問をいたしました。市内の木造住宅の耐震改修についてであります。

弥富市内に必要性のある住宅が4,000戸以上ありながら、診断を受け、耐震化を行った住宅は、平成15年から23年の統計で、わずか17件ということでありました。24年の6月時点で6件の実績があったとのことで、それ以降はちょっと足しておりませんが、その時点での合計をしますと23件であります。

市側の答弁では、防災・減災につなげるため、周知の徹底をするということでありました。学区別の防災訓練の場にも職員の方が出向かれ、啓発活動を行っていただきました。その後、どこまで進み、これからどのように促進をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

住宅の耐震化ということでございます。今の段階で申し上げられる数字でございませけれども、まず比較ということで、平成19年1月現在と平成24年の1月現在ということで、ちょっと比較して御説明申し上げたいと思います。

居住世帯のある住宅総数につきましては、平成19年が1万908戸、平成24年が1万1,194戸。これにつきましては、固定資産の課税台帳から戸数のほうを拾っております。このうち耐震性があると判断されるものは、平成19年が6,984戸、平成24年が7,647戸で663戸の増。住宅の耐震化率は、平成19年が約64%、平成24年が約68%で約4%増ということで推計されます。この中で木造住宅に限って見ますと、耐震化率は、平成19年が5,005戸で約57%、平成24年が5,498戸、約61%で、493戸、約4%の増となっております。

参考としまして、議員おっしゃられましたけれども、平成19年から平成24年の間の市の補助事業であります木造住宅の耐震診断は123戸で、そのうち耐震改修は10戸の実績ということになっております。木造以外、非木造の住宅耐震化率につきましては、平成19年が1,979戸で約94%、平成24年が2,149戸、約96%で、170戸、約2%増となっておりますけれども、やはり構造によって大きな差があるということがこれでわかるかなあとということでございます。

今後につきましては、住宅建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず住宅建築物の所有者等が地域防災対策をみずからの問題、地域の問題として意識して取り組んでいただくことが不可欠だと考えております。自主防災組織等と連携しまして、耐震化促進の普及・啓発活動を今までどおり実施するとともに、住宅の全壊防止対策としまして、簡易な耐震改修、今の評定ですけれども、そういうものについて簡易的に耐震改修をするような制度等も考えていきたいということもありますし、やはり住宅所有者等の費用負担ということも軽減が図れるような改修方法、工法等についても周知していきたいと考えております。そういったものを含めまして、耐震化率のアップを図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ちょっとお聞きをしたいんですけど、耐震診断というのは市は無料ですよね、今。ただ、その耐震改修計画というのは有料になるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今、耐震改修に伴って計画ということになりますと、専門家の設計士等を利用してつくっていただくわけですけれども、そういったものにつきましても補助をして、使っていただいて、改修計画ということをやれる、今はなっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ということは、改修計画はしたけど、お金かかるからやめておくと

いう場合というのは、有料になっちゃうということですよ。

○都市計画課長（竹川 彰君） そうですね。

○10番（堀岡敏喜君） 今、無料の耐震診断を、こういうデータがあるんですけど、無料の耐震診断を受けた人のうち、有料の、要は補強計画、先ほどの耐震改修に進む人は約半数だと。進まないんですね。その一方で、この補強計画の策定まで進んだ人の約8割は、実際に補強工事を行っているみたいです。補強計画の無料化が耐震化を促進する鍵になっているんじゃないか。実際に耐震診断、危ないですよとか、いいですよとかいう話よりも、実際にどうしたらこのぐらにかかるとかいった計画まで進まなければならないんですけど、今の市の状況では、計画をして、実際に移らないとその計画費というのは助成をされないわけですよ。それがセットになっておるものですから、なかなか進まないんじゃないかという指摘もございます。

静岡県では、高齢者世帯の補強計画の策定費用に関しては無料化をしています。特に一番向こうは厳しいですからね。

あと肝心なことは、弥富市でもいろんなお話をお聞きしておりますと、家を守ろうとするんですよ、耐震改修でも。そうじゃなくて、この耐震改修というのは、前の6月議会でも言いましたけど、命を守るための耐震改修ですので、家全体を耐震するなんていうことははっきり言って無駄なんですよ。そういったことを無料診断のときにでも受けられた方にはしっかりお伝えをしていただいて、例えば大きなおうちに高齢者の方がお一人で住んでいらっしゃる。もう大きな家で10個ぐらい部屋があるけれども、使っているのは台所と居間ぐらいしか使ってないというようなことやったら、そこだけでいいわけですよ。たまに正月に孫とかみんなが帰ってくるようやったらそれは仕方ないにしても、ふだんの生活の中で、その耐震のときに命を守るということでは、そういう無駄のない耐震にすると、もっと費用というのは抑えられることもできますし、予算がありますから、もっと多くの世帯の方に市の一つの助成の制度というのを受けていただけるんじゃないか。そういうことをまたしっかり周知をしていただいて、1世帯でも多くの方に利用していただく制度にしていきたいと、そのように思います。

次に進みます。3つ目の質問に移ります。

市は現在、市内の3階建て以上の建物に住居人、または企業の協力を得ながら、津波・高潮対策として、緊急時一時避難所の指定を案内看板の設置とともに進めておりますが、一時避難所の確保はどこまで進み、また想定される避難者の充足は可能なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

津波・高潮緊急避難場所の指定でございますけれども、現在40カ所を指定させていただいております。面積としましては約4万3,000平米。この基準といたしまして、1人当たり2平米という換算になっておりますので、2万1,500名という形になります。

また、緊急時におきましては、例えば津波の避難タワーみたいなものがございます。こういったものと、1平米以下でも計算する場合があります。コンマ67とかという計算がございまして、仮に緊急時に1人1平米の換算となりますと、4万3,000人程度ということになります。それでも全員を収容する状態ではないというのが現状でございます。

今後、新庁舎、白鳥保育所の建設、また屋上への避難階段等の設置も計画されております。また民間企業の施設の活用も進めてまいらなければなりません。これにつきましては、市でお願いできなかった場所が、地元の自治会との話し合いによって、地域の避難場所になっているケースも実際ございます。今後、地元自治会と協力してこのような施策が完了すれば、1人1平米換算であります。全員が避難するということが可能になってまいります。

ただし、やはり地域によって避難する場所のばらつきというのは当然でございます。地区によっては避難場所が全てできた場合につきましても、不足する場合も考えられるということでございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 4万3,000といいますと、ほぼもうちょっとで人口をカバーできます。自宅で待機される方もいらっしゃることを考えれば、大分と埋まってきたのかなあなんてことも思うんですけれども、要は今、課長もおっしゃった、誰がどこに逃げるのかみたいなところがやっぱり明確になっていないと、特に、多分一時避難となると、もう既に水がつかっているような状態で遠くに逃げられないと。一部分にやっぱり固まってしまうようなこともやっぱり想定されるわけで、なるだけカバーできるような状況、それとあとの質問にもなりますけど、早目の避難というのが大切になってくるんじゃないかなあ。

地震云々と言っていますけど、弥富市においては、毎年台風と集中豪雨なんていうことを考えれば、この一時避難所の確保というのは非常に重要だと思いますし、進めていかなきゃならない。また、住民もしっかりそれを認知していないとだめですね。その辺の周知の徹底もまたお願いをいたします。

4つ目の質問に移ります。

平成21年の9月議会、また昨年6月議会でも質問をさせていただきました。事業継続計画の策定、BCPの取り組みについてであります。

しつこいようですが、甚大な被害を及ぼす災害が起きて、人命救助、人名救護、安否確認、そして個人においても、企業においても、なにか行政におきましても、生活再建に向けた闘いを開始しなければなりません。迅速に、また円滑に事を進めることができるかどうか

は、このBCPへの取り組みの真剣さにかかっております。

東日本大震災後、BCP専門家が電機メーカーの部品調達先1,000社以上を対象に、震災で同じ程度被害を受けた企業を比べ、事業再開の時期を左右した要因を調べました。

その結果、BCPの有無による差は、実はなかったそうです。震災時に早く再開できた企業には、3カ月以内に訓練をした。実際的な訓練だった。3カ月以内に、経営陣が事業継続の観点から、現状を点検していたなどの特徴があったそうであります。BCPの策定を行っただけでは意味がないということです。実際に機能するかどうか、訓練などを通して、一人一人が理解をすることが大切であります。

東日本大震災以後、企業での事業継続計画策定の動きも加速はしております。しかし、いざというときに使える計画になっているかが問題であります。有効な訓練を通じて、対応力高める必要が指摘をされております。弥富市における市役所、また病院、企業への取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員のほうからお話がありましたように、いかに有効なBCP計画を立てるかといったお話でございましたけれども、その以前の話という形になってしまうんですけれども、事業継続計画については、愛知県ではホームページ上で中小企業向けの事業継続計画作成マニュアルを公開して、策定することを進めております。また、弥富市におきましては、弥富市商工会が策定の相談を受けている状況でございます。

市としては、策定状況や計画の内容などを把握していない状況でございますけど、たまたま去年ですけれども、名古屋港の構成市町村ということで、飛島、名古屋、東海、知多、弥富の5つのところの、いわゆる名古屋港沿岸部の臨海部のところの企業に対するアンケートを行いました。その結果がありますので、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

全体では54%の回答率でした。弥富はちょっと低くて35%という……。

〔「低いですね」の声あり〕

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 回答率でございました。

この中で、弥富ですと、回答のあった41社のうちの策定したのは4社であったと、9%ということでございます。

傾向を見てみますと、やはり知多市等、非常に大きな企業については、43%というかなり高い策定状況がございます。訓練等は当然必要でございますけれども、そのよしあしもさることながら、まずこれをつくっていただくということから始めなければいけないのかなあとという形で考えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 次の質問も関連はするんですけれども、やっぱり市外、あんだけの

災害があっても教訓として残っていないというか、そういうことが原因じゃないかなあと思っています。

5つ目の質問も同様でございます。

5つ目の質問は、家庭でのBCPであります。家具の固定や緊急避難袋、水、食料の備蓄など、弥富市民のどれくらいの方が、また世帯が備えておられるのか。啓発を通しながら、今後調査が必要なのではないでしょうか。現在の弥富市の取り組みについて、重ねてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 今回の南海トラフ地震の最終報告でございますけれども、やはり公助の限界と自助・共助の重要性が示されております。議員言われるのは、やはり自助の部分の重要性ということかと思っております。

家庭用備蓄につきましては、3日から1週間と非常に大きな数にふえているということでございますけれども、弥富市においては、きのうもお伝えしたかわかりませんが、死者については200名というのを予想しております。その中で、家具固定と、それから耐震補強ができていますと、恐らく8割、9割という人数の減少があるのではないかなあということを思っております。

ただ、なかなか取り組むのは難しいところもございまして、市のほうで、補助制度で家具固定等、条件はございますけれども、補助制度がございまして、前年度におきましては1件だけの申請でございました。いろんな機会でこういう制度がありますよということはお伝えしているわけでございますけれども、なかなかそれが浸透していかないということでございます。どのような方法ですればいいのかというのはなかなか問題かと思っておりますけれども、今後もいろんな機会を捉えまして、そういったことをお知らせしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 残念ですが、それが現実だと思えば、やはり市民の方に実際の災害についての被害の想起というものができるとような啓発活動を行っていかねばならないのかなあと思っています。

先日、愛西市で行われました防災セミナー、群馬大学の片田教授による「水災害、被災者ゼロの地域づくり」を聴講させていただきました。市長を初め、市の職員の方も聴講されていたと思います。最も印象に残ったことは、災害は正しく怖がること。そして、被害を想起して備えるということです。先ほど課長の答弁にもありました、備えができていないということは、逆に言えば、災害被害を想起できていないということではないでしょうか。正しく怖がることから自助が芽生え、共助につながります。自主防災組織にこれがないと、組織運

営は形骸化をし、本来の目的を果たすことはできません。さらなる周知、啓発の取り組みを市行政にはお願いをしたいと思います。

時間がないので次に進みます。次に、6つ目の質問であります。

災害時の情報伝達についてであります。現在同報無線、SNS、コミュニティFMなど、さまざまな取り組みがなされております。SNSの取り組みにつきましては、市は公式アカウントでツイッターのみであります。今後フェイスブックページの情報発信もぜひ開始をしていただきたいと思います。市民へのシェア率は、フェイスブックのほうが高いからであります。ツイッターの投稿をフェイスブックに連動させることができますので、今までどおりのツイッターで投稿すれば、自動的にフェイスブックのホームページに同じ記事が反映をされます。何の手間もお金もかかりません。ぜひ取り組んでいただきたいと思います、ここから声を大きくして要望をしておきたいと思っております。

また、コミュニティFMななみにつきましては、運営もとのクローバーテレビに問い合わせしましたところ、現在IPサイマル放送の準備に取りかかっているようで、今月末か7月から日本コミュニティ放送協会（JCBA）を介してインターネット放送が開始をされます。これによって、ここにありますスマートフォンなどタブレット端末、またはフラッシュプレーヤーというアプリケーションが作動する携帯電話であれば、日本中、いや世界中で聞くことができます。大事なことは、いかに有用であるか、周知徹底をすることだと思っております、弥富市における現在、そして今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、今、弥富市におきましても、いろいろな情報ツールから災害情報等を出せる形を構築してまいっております。今言われましたようなこと、FMななみの関係ですね、そういったことも含めまして、今後も行っていく必要があるかと思っております。

この中で今後行うとするならば、防災ラジオといったことが多分御指摘いただける話かと思っておりますけれども、それにつきましては、まだFMななみのほうでは発信できていない状況かというふうに私、理解しております。

いずれにいたしましても、多様な発信情報源を持つといったことが災害時の一番重要なことかと思っております。議員御指摘のように、今後もそういったものをふやしていくといったことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何せちょっと苦言を呈すれば、余りにも市からの情報発信が単一的で、本当に情報発信やる気あるのかみたいな気持ちにさえなります。こんなこともめでたいことですよ。ぜひもっとツイッター等でもいいですし、いろんところで啓発をしていただ

きたい、そういうふうに思います。

3月の淡路島の地震のときに、多分皆さんの電話も緊急地震速報がだあっと鳴りました。ああいうアプリも、要はこのタブレットを持っておればできるんですね。同報無線なんかでもデジタル放送ですから、やろうと思えばできます。そういうこともやっぱり開発されていくと、先ほど防災ラジオって、僕も去年の6月か何かにやらせてもらいましたけれども、ラジオというのがもうデジタル放送に対応してないもんですから、多分なくなっていくだろうみたいなことも言われていますので、それよりか今の緊急システムとか、ああいったことにも携帯じゃなくてタブレットを利用すると、割と有用なんじゃないかなあということもあります。これも一番最初に質問したICTに関連することですので、ぜひ市としても検討していただきたい、そのように思います。

時間がないので、7番目に移ります。ICTのところでも同様の質問をしております。もう少し深刻な場合を想定した質問です。

危惧される地震災害は、海溝型巨大地震ばかりだとは限りません。内陸での活断層地震にも備えた計画が必要です。現庁舎は、IS値0.21という信じられない、非常に危ない状況であります。通常業務中に地震が発生をし、庁舎が倒壊、または崩落した場合、多くの職員が、今ここにいらっしゃる職員の方も被災をいたします。今回の災害対策基本法改正では、自治体自身が壊滅的な被害をかぶった場合は、国が代行することを明記しておりますが、それでも業務の遂行、事業の継続を考えておかなければなりません。

弥富市は、千葉県の浦安市と災害協定を結んでおりますが、今後、弥富市自治体自身が致命的な事態に陥った場合、そのようなことも想起をして対策を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 東日本大震災の場合ですけれども、市役所等が被災して、自治体自身が被災者となり、行政機能が停止いたしました。このような事態が発生した場合、県が代行することになりますが、被害の規模によっては対応できない可能性が高いと思っております。市としまして、具体的な業務遂行、それから事業計画の対応は、現段階でできておりません。これにつきましては、建物等の問題もあるかと思っております。新しい庁舎ができた暁には、こういった心配もかなり減るのかなあということを思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ある意味そういった意味では、こちらが一つの被災先、協力先を探すということよりも、今庁舎の建築が予定されているのは愛西市、弥富市だけだと思いますけど、こちらあたりが一つのプラットフォームになって、各自治体のいろんな要請を受けなければならないのかなあ、そういう使命も弥富はあるんじゃないか、そのように思います。

8つ目の質問に移ります。実は、きょうはこの質問が一番のメインだと思っております。

8つ目の質問、次に災害弱者対策についてお聞きをいたします。

これまでも幾度となく取り上げてきた問題であります。市では災害時要援護者の登録を行っておりますが、それは、災害時、一人では避難等が困難な乳幼児やお年寄り、障害をお持ちの方への支援として取り組まれております。市のホームページには、災害発生時における立場の弱い人たちへの協力や支援体制の確立は、地域社会にとって最も重要な課題の一つです。自治会や自主防災組織などの地域住民組織が一体となって取り組む必要がありますが、まず皆さん一人一人が、日ごろから災害時に弱い立場となる人たちとコミュニケーションを図り、人間同士の連帯感を深めることが何よりも大切ですと書かれております。全く同感であります。

今回の改正案の目的は、災害時、自力で避難できない要援護者が犠牲になる割合が高いから、国は自治体に向け、平時から要援護者の状況を把握して、個別の支援計画を策定することです。弥富市における災害弱者対策の強化、特に要援護者の名簿の義務化の取り扱いについて、市としてどのように認識し、取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。早口でお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 災害弱者に対しましては、事前の名簿づくり、これが一番大切なことだと思います。また、それを地元が管理するというのが最低限必要なことだと思います。しかし、個人情報保護法により、災害発生時以外に行政で持つデータを自治会、防災会などにお渡しするということができないのが現状になっております。

現在、市の持っている要援護者名簿も本人の了解を得たものです。例えば地区役員、市消防団、民生委員等に公示してもいいですよという、いわゆるお手挙げ方式といったことでやっております。市で本人の了解を得ることが困難な場合も多いのは確かな話でございます。ふだんつき合いのある自治会等で作成を進めていただきたいと思います。

このことにつきましては、防災会の中で今年度、重点的に取り組まれるというところを聞いております。そういったところと市とタイアップいたしまして、どういった方法でやればいいのかといったことも検討していくのが重要かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、課長がおっしゃった、なかなか名簿を開示できないということがありますけれども、実質災害が起きたときに、やっぱり防災組織を立ち上げて、いろんな会を進めていく中で、一番ぶち当たるのはそこなんです。で、なかなか誰がどこに住んでいるのか。やっぱり一人で出られない方ですから、なかなかコミュニケーションもとれないわけですよ。この防災の取り組みの大きな目的というのは、私は実は、もちろんその災害意

識を高めるのもそうですけど、やっぱり地域のコミュニティーを再生していく、人と人の希薄化しているコミュニティーを再生していくということに、僕は大きな要因があると思うんです。できたばかりで、形にもなっていない防災組織に要望されて、開示をするというのはよくないかもしれませんが、確実に動いている、そういうところで実際に災害が起きたときに、誰が助けるのか。多分、要援護者、その名簿でした人は、市が助けてくれるんやと思っていますよ。だけど、来ないですよ、市の人なんて誰も。終わった後に大丈夫ですかと安否確認するだけじゃないですか。これじゃあ僕は本末転倒だと思います。

ちょっと市の条例を見てみますと、例外規定というのがありますよね。先ほど課長がおっしゃった、本人の同意があるとき、これ第1章第4条第2項の2にあります。2項の4には、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。それともう1つは、公益上、特に必要があると認められるとき、とこういう例外規定がある以上は、もちろんこれは本人の同意というのが一番最低要るわけですけども、南相馬では、被災をしまして、市の役人が、助けたいから自治体から名簿を出せと言われたんですって。だけど、市が渋ったわけですよ。で、結局2週間かかっちゃった。2週間かかったあげくに、俺のところへけえへんやないかといろんな問題が起こった。要は、今、市が要援護者として得ている名簿以外に、まだ支援が必要という人はおるわけですよ。だけど、これを発見できるのは、要は自治会、自主防災と名簿のやりとり、これしかないんですわ。ですから、このことに関しては、名簿を再確認するとき、これ1年に1回ぐらい更新するんでしょう、しないんですか。早口でお願いします。駆け足でお願いします。

○議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 済みません。民生委員さん等を通して確認をさせていただいている場合と、できていない場合も多々ございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やはり時期を見て一度更新をするときに、そういう動きがある自治体で把握をする際には、自主防災会に、しっかりやっておるけれども、名簿を開示していいか、それぐらいの聞くことぐらいはしていただきたいなあと思います。それで初めて要支援者の名簿というの完璧なものができるし、実際の支援にもつながっていくと思います。

自主防災会でやる、さっき市長からもいろいろありました訓練というの、この方々たちをのいて避難訓練なんてあり得ないわけですよ、実際のところ。ここを入れていかないと、結局形骸した訓練に陥ってしまって、いざというときにたくさん方が亡くなってしまう、弥富で。こういうことになって、つながってしまうことが、今いろんなことが言われていて、教訓にしてどうのこうのと言っている、実際に災害があったときに何の役にも立たない。で、また後悔が残るみたいなことがあってはならない。そのためにいろんな方が講演を受け

たり、またいろんな施策を打ち出しているんであって、今やっていることさえも無駄になっちゃう、やりとりだけで終わってしまったらね。ぜひ、先ほどの例規規定もありますので、ちょっとこれはもう市長の判断しかないと思いますけど、どこまでが許されるのか。もちろん個人情報を守られなければならないです。それは絶対です。ただ、預ける以上は、守秘義務を与えとか、条例を改正するとか、いろんな手があると思いますので、人命を救助するということを一目に置いていただいて、ぜひ市として考えていただきたいと思います。

時間が来てしまって、教育部長、済みません。最後に一言だけいいですか。

申しわけない、最後ですんで。本当は通告していなかったんですけども、ちょっと考えていただきたいことというのは、この間、学校公開日が中学でありました。市長にぜひ考えていただきたいんですけど、小学校はヘルメットかぶっています。靴もバレエシューズです。中学校へ行ったら、スリッパを履いていました。避難訓練するときにはスリッパで校庭へ行くようなことになっています。全部の中学校がそうじゃないかもしれませんが、避難ということを考えて、今地震のことについていろいろ考えている中で、スリッパはないやろうと、そういうふうに思います。ぜひ各中学校はスリッパから靴に変えていただきたい。これは要望として最後に言っておきます。

ちょっと時間が超過してしまいました。申しわけございません。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤高君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 山口敏子

同 議員 小坂井 実

